

平成27年加美町議会第2回定例会会議録第2号

平成27年6月11日（木曜日）

---

出席議員（20名）

1番	味上庄一郎君	2番	猪股俊一君
3番	早坂伊佐雄君	4番	早坂忠幸君
5番	三浦進君	6番	高橋聡輔君
7番	三浦又英君	8番	伊藤由子君
9番	木村哲夫君	10番	三浦英典君
11番	沼田雄哉君	12番	一條寛君
13番	高橋源吉君	14番	工藤清悦君
15番	伊藤淳君	16番	伊藤信行君
17番	一條光君	18番	米木正二君
19番	佐藤善一君	20番	下山孝雄君

---

欠席議員 なし

欠員 なし

---

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	吉田恵君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	下山茂君
会計管理者兼会計課長	田中正志君
危機管理室長	熊谷和寿君
企画財政課長	高橋洋君
協働のまちづくり推進課長	鎌田良一君
町民課長	小川哲夫君
税務課長	今野仲悦君

特別徴収対策室長	伊藤順子君
農林課長	早坂雄幸君
森林整備対策室長	内海悟君
農業振興対策室長	今野仁一君
商工観光課長	遠藤肇君
ひと・しごと支援室長	三浦守男君
建設課長	田中壽巳君
保健福祉課長	佐藤敬君
子育て支援室長	武田守義君
地域包括支援センター所長	猪股和代君
上下水道課長	長沼哲君
小野田支所長	早坂安美君
宮崎支所長	佐藤鉄郎君
総務課長補佐	川熊裕二君
教育長	早坂家一君
教育総務課長	猪股清信君
生涯学習課長	和田幸蔵君
農業委員会事務局長	工藤義則君
代表監査委員	小山元子君

事務局職員出席者

事務局長	二瓶栄悦君
次長	内海茂君
主幹兼総務係長	今野典子君
議事調査係長	後藤崇史君

議事日程 第2号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

第 3 陳情第 2号 人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求

める陳情書について

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

午前10時00分 開議

○議長（下山孝雄君） 皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は19名であります。17番一條 光君より遅参届が出ております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（下山孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、8番伊藤由子さん、9番木村哲夫君を指名いたします。

---

#### 日程第2 一般質問

○議長（下山孝雄君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の順序は、昨日に引き続き、通告のあった順序で行います。

それでは、通告5番、10番三浦英典君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔10番 三浦英典君 登壇〕

○10番（三浦英典君） 皆さん、おはようございます。

きょうの私のこの題材が大層な表題ということで取り上げさせていただきましたけれども、なかなか具体的にこうすることが正解な回答とか、具体策というものがなかなか出せないような題材でもあるかなと思っておりますが、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

最近、テレビとか新聞報道関係をいろいろ見ていますと、大分この青少年の傷害事件や命を粗末にするような事件が多発しているということを見ておまして、私のこの小さい胸を痛めておりましたところでございます。こういう事件を見るにつけて、背景というものを考えてみるんですが、やはり基本的に幼少期の問題が大きいのかなという気がしております。基本的には子供の教育、しつけというものが家庭がまず基本であろうと思ひますけれども、それぞれに成長するに従って学校という団体生活の中での学びであったり、あるいはもう少し成長して思春期から含め、その社会から受ける影響というものは大変大きいような気もします。そういう意味で、私たちができることというのは何なのかというふうにもいろいろ考えてみたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、その基本的な家庭というものを考えてみますと、今は結婚する方々が少ないという状況の

中であって、なお離婚率がややもすれば30%近いというような数字も聞こえてきたりもしますし、そういう中で片親で子供を育てるとするのは大変環境としては厳しいのかなと思っております。経済的な問題もありまして、親としては一生懸命やはり仕事に行かなければならないし、子供に接する時間がないということで、子供は子供で親の愛情を受けることが片親で少なくなってしまうとか、親は親で子供に接する時間がないとか、子供のその心をなかなか接して見ることができないというその子育ての不安というものも、大変大きなものを抱えながら子育てをしているというふうに思われます。そういう意味では、自治体も含めてその辺をどういうふうにフォローできるのかということをやはりみんな考えてやっていかなければならない問題かなと思っております。

そして、その学校、今度は学校に上がるようになりましてのその団体生活の中で、この人間形成という場面は教育、学問で学べるものでもなかなかない部分だと思いますね。それで、その学校の中でその辺をどういうふうに子供たちのそういう情操も含め心を育てていくかというのは、なかなか難しい問題でもあろうとは思いますが。この間、教育委員会にもお邪魔して教育長とも少しいろいろお話をさせていただきましたけれども、大変難しい問題であるというふうにも伺いましたけれども、きょうはその辺についても改めてもう少し掘り下げてお伺いできればと思っておりますので、よろしく願いしたいと。

そして、もう少し進んで子供たちが成長すれば、今度は社会というものもどんどん中で育っていくわけで、やはり大人のいろいろな通常の行動、考え方、ものの言い、発言、そういうものもみんな体で耳で聞きながら成長していくわけですが、そういう中でどうも大人に対してもなかなか大人の背中を見ながら自分たちが学んでいく上で、「ああ、こういうふうになればいいんだな」というその見本が私たちがでは見せられるのかとか、示せるのかという自信を考えますと、なかなか自分の胸に手を当ててみますと疑問が生まれてくるような点もありまして、みんなでこの辺も考える必要があるんじゃないかということで、みんなでこの共通の話題として今回これは取り上げ、考えていただいて、皆さんの思いの中に常にこういう子育て、心を育てる基本的な人間形成という部分としての思いを持っていただかないと、なかなかある部分だけで子供を教育できる、真っすぐに育てることができないんじゃないかと思っております。

そういう意味で、教育長にはそういう面で教育部門でどのような現状の問題を捉えているのか、これからできること、どういうことを考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思っておりますし、町長にはそういう子育て支援のほうからもありますし、こういう大人社会の地域コミュニティーも含めた地域で子供を育てるという意味でどのように考えていらっしゃるのかも伺いたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） おはようございます。

朝一番、大変広いテーマで、なおかつ子育ての本質的なご質問をいただきました。私も三浦英典議員よりももっともっと小さな胸でありますけれども、痛めている者の一人でございます。

この我が国の犯罪動向を見ますと、実は平成14年度がピークでございまして、その後、急激に減少しております。約半数を占めていた少年の犯罪の割合、これも3割以下に低下をしている状況です。ですから、全体から見れば、実は少年犯罪は減少傾向にあるということでもあります。ただ、マスコミ等にぎわすような、これまでには考えられなかったようなそんな犯罪、青少年の犯罪が起きているのも事実でございます。そういったことを前提として、この問題の本質的なことについて若干お話をさせていただいた上で、町が現在取り組んでいる施策、また、このことについてどう考えているかということについてご説明をさせていただきたいと思っております。

この乳幼児期は非常に大事だと。昔から「三つ子の魂百まで」と言われておりますけれども、この乳幼児期の大切な理由は、この脳の形成にあるというふうに言われております。この脳というのは、大きく分けると古い脳と新しい脳とでつくられていると言われておりますね。いわゆる、情動と、感情の情をつかさどる脳と、それから理を、理性をつかさどる脳ですね。大脳皮質というのはそういうことですが、2つに大きく分かれているわけですが、この古い脳、いわゆる情をつかさどる脳の中に扁桃核というのが実はありまして、この扁桃核に小さいときにどういう記憶が蓄積されるかというのが重要だと言われておりますね。つまり、ネガティブな情報、記憶ですね。あるいは、ポジティブな記憶、どういった記憶が小さいときに、これ一番最初に完成する脳なんですね。と言われております。ですから、その一番早く完成する乳児期に完成する脳にどういう記憶が蓄積されるかが非常に重要だというふうに言われております。

ですから、子供さんに対するお母さんが声がけをするとか、あやすと言いますかね、昔から。おっぱい飲ませたり、それから「かわいい子だね」とか、「おしり冷たくなってかわいそうね」とかというふうに共感する、親が子供に共感するというその行為が、実はこの扁桃核に「自分は受けとめられているんだ」と、「愛されているんだ」というそういう記憶を蓄積させるというふうに言われております。共感能力がそこで培われるわけですね。ですから、そういったときの教育というのが、あるいは親や周辺の方々の接し方が非常に重要になってくるというふうに言われております。

そういったことを考えますと、やはり今のお母さん方、お父さん方、片親のお母さんもいらっしやいますし、ゆとりがないということも確かにあるでしょう。それから、昔のように大家族で過ごしているわけではありませんので、どうしても子育てに関してはご両親に大きな負担がこれまで以上にかかっているという事実もありますでしょう。ですから、そういったことを踏まえて、町がどのような支援をしていけるのか、地域がどういった取り組みをしていけるのかということが大事なんだろうというふうに思っております。

そういうことで、町としましては、子ども・子育て応援社会というものの確立というものを掲げて、この子育て支援に関して主に3つの事業を展開をしております。

1つは、地域子育て支援拠点事業、これは乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を開設し、子育てについての相談、情報の提供・助言、その他の援助を実施しておるところであります。昨年度の実績で保育所、そして認定こども園で630回開催をし、8,549人、1日平均14人が参加し、仲間づくりの場や遊びの広場の充実などを図ったところあります。

2つ目といたしまして、養育支援訪問事業を実施しております。これは、子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭やさまざまな原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図っているところでございます。昨年度の訪問件数、相談件数は95件でありました。それを受けて保護者への支援を行ったところでございます。

3つ目として、乳児家庭全戸訪問事業も行っております。民生児童委員が生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行っております。昨年度の訪問件数は118件でした。本当に民生委員の方々もお忙しい中このような活動をしてくださっております。

また、ことしの5月の16日、おのだひがし園で保護者を対象に、国立病院機構仙台医療センターの田澤先生を講師にお招きいたしまして、「映像メディアが子供の発達に及ぼす影響」と題した講演会を開催したところでございます。この子供の社会的現象の背景には、テレビやゲームによる過激な映像メディア漬けがあると。議員のおっしゃるとおりであります。その結果、前頭葉ですね。これは新しい脳に属するわけですけれども、前頭葉の機能障害により、視線を合わせて会話ができなくなる、あるいは笑顔がなくなる、目の輝きがなくなっていくと。こういった発達障害を抱える多くの子供が出てきているということで、改めてこのメディアが及ぼす悪影響、親子のコミュニケーションの大切さというものを実感したところであります。なお、この前頭葉といいますのは、実は先ほど言いました扁桃核というものというのは、衝動的に行動を促す信号を発するんですけれども、それをコントロ

ールするのが前頭葉なんですね。ですから、このテレビなどをたくさん見て前頭葉の働きが悪くなるということは、いわゆる感情をコントロールする機能が低くなっていくという、こういうことにもなるわけですね。

ですから、こういったメディアとのかかわり方というものも、これは十分にまずはご両親に理解していただくと。テレビやゲームやそういったものに子守をさせるのではなく、できるだけ先ほど言ったように親と子が共感しながら子育てをします。子供が自分は受けとめられているんだと、愛されているんだという気持ちを感じながら、子供が育つという環境づくりが大事だと思っておりますし、なかなかそれが親だけでは十分できる環境にはないというご家庭もありますので、先ほども申し上げたような町としてもさまざまな支援もしながら、また、保護者の方々にも勉強していただきながら、子育てに地域で全体で取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、教育分野に関しましては、教育長のほうから答弁をいたします。よろしく申し上げます。

(「地域コミュニティーの分野からのお話はいただけないんですか」の声あり)

それでは、地域コミュニティーということでもありますけれども、ですから申し上げたように、なかなか家庭だけでは十分子供に対して必要な関心、愛情を注ぐことができないということであれば、当然町としての事業も先ほど申し上げたように展開をしておりますし、地域の方々がそれをサポートしていくということは大事です。先ほどの民生児童委員の活動、乳児家庭全戸訪問事業、これもまさに地域の民生児童委員の方々が訪問をして、そういった家庭を支えてくださっているということでもありますし、さらに地域の方々が例えばお子さん方に挨拶をすとか、声がけをすとか、「どう、元気」と一言言うだけで、これは大分違うと思います。

自分のその感情をその子供たちが共感を持って受けとめられているかどうか。そして、自分がきちっと一人の人間として相手にしてもらっているかどうか。しかも、こういうことがとても大事なんですね。これは情動調律という言葉が専門用語であるんですけども、ですからそういったことは実は我々地域の大人も日ごろの生活の中でできることなんですね。ですから、やはりそういったことを我々が日ごろ心がけると。大人が心がけるということだけでも、私は大分違ってくるんだろうというふうに思っております。私も実践するように心がけているところでございます。

○議長(下山孝雄君) 教育長。

[教育長 早坂家一君 登壇]

○教育長(早坂家一君) おはようございます。教育長の早坂でございます。

けさほどテレビを見ていましたら、男子生徒が高層ビルからペットボトルを落とした。そして、そ



れが妊婦に当たってけがをしたという事故がありました。これ1つとっても「何でそんなことを」と非常に心が痛む思いをします。私のほうからは、幼少時の人間形成と学校教育についてということで、学校教育の立場でお話をさせていただきたいと思います。

まず、初めに、大崎管内の昨年度の小中学生の実態、それについてちょっとお話をしたいと思えます。これにつきましては、各学校から毎月問題行動等の報告があります。それを事務所のほうで集計しております。その結果から見えることであります。昨年度につきましては、小学校で42件、中学校では113件、大崎管内でありました。そのうち加美町につきましては、小学校で2件、中学校で9件というふうになっております。詳細についてはお話ししませんが、あとそれ以外に、ネットの関係での犯罪とか被害ということについては、報告はありませんでした。

学校訪問してみても、それからあと学校からの報告を見ますと、加美町の子供たちの本当に多くの子供たちは友だちと楽しく遊んだり、それから学習やあるいは部活動に励んで、本当に明るく充実した学校生活を送っているというふうに思っております。しかし、中にはやはりなかなか自己表現がうまくできず、集団になじめなかったりとか、そして自分の居場所を見つけられない子供もいることはたしかであります。それからあと、よく休みの日、子供たちがたくさん集まっているんですね。集まると普通であれば楽しく遊ぶはずなんですが、そばにいながらもお互いにゲームに夢中になっている。会話がな。そういう場面なども見受けることがあります。それを見て、親も何も働きかけることはな。そういう場面、どうなんだろうなと感じることが多々あります。

あと、私たちの周りを見ますと、本当にパソコン、それからスマートフォンなどの携帯電話の端末が非常に普及しています。我々もその恩恵にあずかっています。それで、子供たちも同じなんですよね。それで、以前に比べれば、その子供たちを取り巻く環境というんですか、メディア環境はもう10数年前とは大分違ってきているんじゃないかなというふうに思っております。そのゲームとか、あるいは携帯電話の普及というものが多様な人々とのコミュニケーション、あるいは多様な情報へのアクセスを可能にしている。そして、子供たちにとっては日常生活において不可欠のツールになりつつあるのかなということも感じております。このように安易に接続したり、あるいは接触することによって、これまででは考えられないような犯罪が発生していることも事実であります。そういうことに子供たちが巻き込まれないように指導していくことが必要であるなと強く感じております。

あとさらに、危険だと思うのは、大人の我々はいろんなメディアの危険についてわかってセーブもできると思うんですが、子供たちが意外とその危険性に気づいていないということが非常に怖い部分ではないかなというふうには思っております。これまでネットによる事故の報告はないんですけど

も、そういう環境を考えると、子供たちにとってきょうまでなかったけれども、きょうの夕方あるかもしれない。そういう危機感は非常にあると思います。そういうことを持ちながら、これまで学校のほうでいろんな場면을捉えて指導しております。

例えば、まず基本的には携帯電話の持ち込みは禁止にしています。それから、子供たちがそのネットのトラブルに巻き込まれないように、巻き込まれないということは加害者にはもちろん、被害者にもならない。そのように学校のほうで道德の時間あるいは総合的な学習の時間、さらには外部講師を招いて講演会等行って、その情報のモラル、あるいはメディアの危険性、そういうことについて指導しております。これにつきましては、当然教職員も指導する立場でありますので、教職員たちもみずから研修を行っております。さらには、昨年度加美町のPTA連合会のほうで、スマホやインターネット利用時のトラブル事例と回避策ということで講演会を開催しまして、保護者の方々が勉強をしていると。そういう実態があります。

あと、先ほど町長のほうからもお話がありました。園においても、やはり子供たちの健やかな成長のために、親にもっとしっかり勉強してもらおうと。そういうことで、いろんな機会を捉えて啓蒙を図っております。ただ、やはり全ての方が参加できるという状況ではありません。そういう場合に参加できない人にもどうやって周知徹底していくかということが、むしろ大事なのかなというふうに感じております。

それから、非常に気になることで、皆さんも多分感じているんじゃないかなと思うんですが、私たちの周りを見てみると、大人がしょっちゅう携帯、スマホに触れていますよね。場合によっては、家族で親子で食事をしているときも親が触れている。そういう姿を子供たちが毎日見ている、どう感じるのかな。口では「ご飯食べるときはきちんとご飯食べなさい」と、テレビを見ないように、そういう指導をしながらそういう姿がある。それで、よく言われることなんですが、子供は親の言ったとおりにしなくても、親がしているとおりする。そういうことを考えると、親あるいは家族、あるいは大人、我々もだと思いませんか。やはりもっともっと子供たちの手本になるように心がけていくことが大切なのかなというふうに感じております。保護者会なども含めて、これからさらに、これまでもやってきていますけれども、さらに工夫を重ねて行動に移せるようにやっていくことが必要なのかなというふうに感じています。

あと、また、いろんな犯罪ということから考えると、学校としてはこれまでもやってきていますが、人命の尊重、それから規範意識の育成、そういう視点からもこれまでも道德教育は力を入れてきているんですが、さらにもっと工夫を凝らしていかなければならないのかなと。それから、子供が成長し

ていく上で、人間がと言ったらいいんでしょうかね。その年齢のときに経験しないと身につかないことってあると思うんですね。要するに、人とかかわる、体験をする。そういうことが家庭でも、あるいは幼児教育の中でも、小学校でも中学校でも、そういうことを本当に子供たちができているのかなと、そういう環境をつくっているのかなと。そういう見直しをしながら、さらにこれまでやってきたことの充実、あるいは足りなければ新たなことを試みていかなければならないのかなというふうに感じております。

今、加美町では、昨年とことし、中新田中学校区で小中高連携で志教育やっています。それからあと、その前2年間、小野田中学校区で志教育やっています。小野田中学校区では指定が終わってからも継続して自主的にやっています。非常に子供たちに生きる目的というんでしょうか、よりよく生きたい。あるいは人とかかわる。自分の役割を果たす。そういうことも今取り組んでいるところで、さらにこれ充実させて取り組んでいけるように委員会としても指導していきたいなというふうに思っております。

まだまだなかなかこれをやったからすぐというものではないんですが、やはり親、それから大人としてやはり子供たちの手本を示していく。そして、自分の子供だけじゃなくて、地域で声かけをしていくということも非常に大事なんじゃないかなというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 三浦英典君。

○10番（三浦英典君） いろいろ思いも含めてご回答、ご答弁いただきまして、ありがとうございます。

町のほうでは子育て支援も含めていろいろやってもきましたし、これからも方策としてやっていくということでしたが、やはり家庭の問題等いろいろトラブルを抱えながらやっている親の不安というものが大きいということでは、この子ども・子育て応援社会の実現というこの計画書の中にも、子育てについて悩んでいるというアンケートについても、ほとんど就学前では76%もその悩み、不安を抱えながら子供を育てているということがあるわけですね。

この辺はいろんな方策で経済的な面からそういう心のフォローも含めてやってはいらっしゃるんだけど、現実的にはなかなかやはりこういうものを抱えてやっていると。本来であれば、先ほど教育長がおっしゃったように、我々親であり、社会のこの大人も含めて父親然としていけば、あるいはいいのかもしれませんが、なかなかそういう像も自信を持って私は父親であり母親であり、人前に自信を持って大人だというふうに言えない部分はありまして、多分皆さん先ほどから神妙に聞いている部分らっしゃるのも、その部分あって皆さんが神妙にお聞きいただいているのかなと思ってい

ますけれども、そういうふうに皆さんが悩んでいらっしゃるという部分も何とかもう少しいろいろ方策を考えていかなければならないと思っております。

そういう意味では、子育て支援室のほうでも担当としていろいろ考えもお持ちでありましょうから、その辺もお伺いをいただきたいとまず思います。

○議長（下山孝雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（武田守義君） 子育て支援室長、お答えいたします。

今の議員おっしゃるとおり、加美町ではいろんな問題等を抱えてございます。現在は核家族が進展いたしまして、地域のつながりの希薄化、さらには祖父母との核家族ということですので、離れていると。さらには、近所とのつき合い等も薄くなってございまして、支援、さらには協力等が困難になっている状況でございます。

幼児期につきましては、人間形成を担う最も大事な時期と判断してございます。子供につきましては、常に大人の目を見て、口元を見て、さらには言葉を耳で聞いて成長していくというふうに思っております。しかし、テレビやゲーム等の過剰なメディアのために親子のコミュニケーションが欠落いたしまして、聞く言葉、話す言葉というものの発達障害を起こしているというような現状でございます。一番は、そのことを気づいていない親が余りにも多過ぎるという悩みもございます。

先ほど町長の答弁にもありましたように、町では子育て支援センター、さらにはこども園ということで子育て広場を開催いたしまして、常に親の悩みを解決する体制をとってございます。在宅で保育に家庭で実施されている方もおりますが、保育所に行かずに家庭で保育をしているお母さん方は、常に一生懸命やっているんですけれども、そういった意味では悩みが多うございます。

先ほども議員さんがおっしゃいましたように、今度の新制度によりましてニーズ調査を開始したところでございますが、結果的にその子供について悩んでいることをお聞きしたところ、育児の方法、しつけについて76.6%という数字がありました。今後も保健師さん、さらには支援員さんの家庭訪問も実施してございますので、個々の家庭の抱える教育上の諸問題を少しでも軽減を図っていききたいというふうに思っております。また、民生委員さんをお願いしている部分もございます。年4回ということで全戸訪問もしてございます。これも踏まえて、これから継続的に保護者を対象とした講習会、後援会も開きまして、社会全体で児童の健全育成に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 三浦英典君。

○10番（三浦英典君） 武田室長には初めての答弁をいただきまして、ありがとうございます。

一生懸命子育てのための環境づくりということでやっていただいておりますが、町長もおっしゃった、武田室長もおっしゃいましたが、聞いてほしい人が集まらない。催しても、聞いてほしい人が来ないんだということも多いようです。この辺の入りとしてのやはりこちらから出向くというその訪問は大変有効的なことかなとは思いますが。この辺をもう少しフォローしていただいて、ぜひ問題のある家庭にしっかりこちらのフォローを受け入れしていただけるように、ぜひ工夫をお願いしたいと思っております。

それで、人というのは、やはりお話にもありました自分というものを常に認めてほしい生き物なんだと思うんですね。自分がいつでもここにいて、皆さんに見てほしいんだというその存在なのかなという意味で、確かにこの地域社会で民生委員をお願いをしているいろいろ見ている問題もありますけれども、やはり常々この地域社会全体、私たち大人がその子供たちに声がけをし、その物事の善悪も含めて小さな行動も含めて、何か一言かけてあげられるような思いというものを皆さん共通して持っていて接していただくと、少し違うのかなと。この辺はこの加美町は他よりもそういう意味では大分その辺は進んでいる、あるいはやさしい人たちですね。他を思いやる人が多いので、特に強調しなくても大丈夫なのかなと思うんですが、こういう子供たちの問題というのは都会であったから田舎にはおきなんだということでもないで、やはり常にみんなで心がけてその辺を見守りも含めてやっていかなければならない問題かなと思っております。

それで、学校のほうは、いろいろ事例、件数も含めてお話をいただきましたけれども、昨年ですか、国のほうがこういう心の教育も含め、人間形成として道徳教育を教科化したいというようなお話を3年半後ぐらいに考えていきたいんだということで、教育委員会のほうにはそういう計画要綱も含めてあったと思いますが、私もその資料をちょっといただいてきたわけですが、学校の中ででは道徳という部分を取り上げて、子供たちの心の教育も含めやっていこうとすると、結果的にはその準備も含め、どういうマニュアル、手順で教えていって、結果的にこういう結論、結果として導き出せたというその評価までを求められるような何か内容だったんですね。これを教員に求められるとなかなか仕事のボリュームもふえて大変またなるんだなというふうに思ったんですが、その辺も含めて今後学校ではそういう教科化というものをどのように捉えているのか、あるいは率先して教科化を前倒しで図ってその辺をやっていこうとするのか、ちょっとその辺のお話もいただきたいと思っております。

○議長（下山孝雄君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 道徳については、やはり非常に重要であると思っております。これまでも道徳教育の成果を上げるためにいろんな取り組みをしてきているんですね。それは例えば今現在ですと、道徳

主任というのが各学校にいて、それぞれの計画を立て、そして月の計画を出して職員に周知する。そしてあと、学年で例えば打ち合わせを持って、複数のクラスがあればこのようにやりましょうと、あとお互いに授業を見合ったりとかしていきます。それでもなかなか子供たちの規範意識とか、いろいろな価値項目あるわけなんですけれども、それは授業でわかっていたとしても、では実践にそれがそういう場面に遭遇したときにできるかどうか。多分多くの子供たちはできていると思います。それができなかつたときに、事件となって表にあらわれて、あたかもそういう子供がたくさんいるような、報道によってですね、錯覚に陥っている部分もあるのかなと思うんですが、ただ、それをさらに学校で道徳教育の成果をおさめようということで、道徳教育推進教師というのを各学校でこの分掌に位置づけるようにして取り組んできています。

これまで教科ではなかったので評価をしないかという、そうではないんですね。やはり道徳の時間に「こうしなさい」ではないんですね。「こういうことはどう思う」、「こんな場面になったらどう判断してどう行動をとる」、そういうことが道徳であって、それは繰り返し、繰り返し1回でできなかったことが次はできるようになっていくということであると思っています。

それで、今度教科化になったときに、ただ、まだ正式にその教科化になったときに評価をどうするかとかというのはまだ決まっていないんですね。これからいろいろ議論されていくと思います。先ほど議員がおっしゃったように、国語、理科と同じようにきちんと何か数値をとって評価しようとする、非常に大変なことになると思います。そして、道徳ということがそういうものではかれるかどうかということがあると思うんですよね。やはり我々の子供たちの行動、大人でもそうですけれども、わかっていることが、これをやっちゃいけないとわかっている、きちんとそれをセーブして守れるか。その評価というのは非常にこう、そんなに単純ではないんじゃないかなと。ただ、その辺は実際に道徳の教科化となってやるということで、そうすると必ずこれまでの経過を見ますと、移行期間というのがありますから、前倒しで、ある日突然ということではなくて。その辺が示されますので、それについては教育委員会のほうでもそれを受けながら進めていきたいなと思っています。

あと、それが起きるまではやはり今の道徳をより内容の充実したものにしていくということに力を入れていきたいなというふうに思っています。

○議長（下山孝雄君） 三浦英典君。

○10番（三浦英典君） 道徳の教育化という点については、いろいろとまだまだ議論していかなければならない部分があるかなというふうにも私も思っております。ただ、この分野はやはりこのような社会になってくるとなると重要な問題部分になるかと思っておりますので、ぜひ学校教育の教科以外の時

間というものが非常に大事になってくるんじゃないかと思うんですね。それで、放課後の児童クラブであったり、いろいろな時間を置いてやっていただいている中で、そういう大人も含め、あるいは子供たちの団体生活の中で、その物事の善悪も含め価値観というものも含めて、場面、場面でやはり指導、導きというものがなければいけないというふうに思います。

そういう意味で頑張っていかなきゃならないんですが、実際家庭の問題の小さな心のゆがみから、子供たちが他の家庭を見てうらやんで、いじめの言葉とか、あるいは中傷的な言葉で傷つけるというその小さなことから人のゆがみというものが私は生まれてくるんじゃないかなと思うんですが、そういうものの繰り返しの中で、やはり小さな芽がどんどん悪意に変わり成長していくという部分を、やはり小さな幼稚園だったり、学校だったりでそういう場面、場面を見ながら、常にやはりそういうものを摘み取っていかないと、その曲がりつつある芽が大きく育っていつてしまっていて犯罪という結果を生み出す可能性があるのではないかというふうに思いますので、ぜひその教職員の皆さんが大変だとは思いますが、学校にいる時間、子供たちを常に見ているという、「誰々ちゃんはいつでも先生は見ているんだよ」という、子供たちは見られているというその自覚も生まれるようなくらの生徒に対する思いというものもあっていただければありがたいなと思っております。

あとは先ほどちょっと生涯学習、社会全体のその中で子供を見守るという点から考えれば、生涯学習という社会全体の中でいろいろ活動していく中で、この大人がそういう子供に対する思いというのを当然持っていかなきゃならないということで、生涯学習の分野でこの辺は考えられること、フォローできることということがあれば、ひとつお願いしたいと思います。よろしいですか。

○議長（下山孝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（和田幸蔵君） 生涯学習課長です。お答えいたします。

1つの例としまして、賀美石地区で行っております放課後子ども教室があります。これは、放課後ですから平日の午後2時から6時までと長期休業日、夏休み、冬休み、あと学校独自の振替日、これらの午前8時30分から午後5時までの教室を開校しております。この事業につきましては、宮城県の委託事業でございまして、指導体制は5人体制で地元の方々のボランティアをお願いしているところでございます。平成22年度から本年度で6年目に入り、現在は賀美石小学校の75%に当たる73名の子供たちの登録をいただいて実施しているところであります。子ども教室の概要については以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 三浦英典君。

○10番（三浦英典君） このアンケートの中にも、こういう時間が、施策が非常に期待されている部分

が大きいわけですよ。ですので、ぜひその期待にお応えをいただけるようお願いしたいし、実施75%の皆さんが利用しているというんですが、今後そういうものを利用しなくともいいという子供もいる数字もあるわけですよ。その辺、頼らなくてもいいんだという環境の中であればいいんですが、本来であればそういうところに行く子供さんが来てわいわいとやればいいんだけど、やれないとか、やらないというその感覚もあったりすると、ぜひこういう施設、時間を利用していただければいいんですがね。その辺の仕向けというものも、ぜひこちらからご案内を出して、中身もお知らせして、ぜひ利活用をお願いできればいいかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これまでいろいろ町の対応、教育委員会等いろいろお聞きしましたが、総括的にこうして考えてみますと、先ほど言ったように人というのはやはり自分の存在というものを認めてほしいがために、いろんな形で発信をして、それを合図しているんだなというふうに思うんですよ。そういうものを私たち大人がやはり認めて見てあげないといけないというふうに思っております。そういう意味では、その社会的な問題も含めてですが、部分、部分で何とかできるという問題ではなくて、もっともっと総合的な考え方の中でみんなで注意をして気をつけていかなければならないかなというふうに思うんですが、この辺を総括的に町長、教育長からも一言ずついただければと思ひますが、お願ひします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） この問題を考えるときに、先ほども私申し上げたんですが、この人間形成の、人格形成の中で、この脳の発達というものは非常に重要な役割を当然果たしているわけですね。ですから、こういった科学的な見地からその時々、その時期、時期にどういふふうなかわり方をしていけばいいのか、どういふ支援あるいは教育を施していけばいいのかというふうなことが大変重要だと思っております。そして、そういった中で、それを阻害する大きな要因として、実はメディアといひますか、そのネット社会というものがあるわけですから、このネット社会とどう向き合っていくかということが、これは子供も大人も学んでいく必要があると思っております。

先ほど私ご紹介しました田澤先生という方は、今から20年ほど前から実はノーテレビ・ノーゲームということを提唱している方で、1週間、その中毒にならないように1週間はテレビを見ない、ゲームをしないというふうな1週間をつくりましょうというふうな実は提案も、提唱もしている方なんですよね。そういった具体的なことも含めて、私たちはやはり子供たちもそのネット社会のいわゆるゲーム中毒にならないように、メディア中毒にならないような方策というものも、やはりこれは大人も子供も考えていかなくちゃならないんだらうというふうに思っております。そういったことを全体的



に科学的な見地も取り入れながら、私たちはやはり、それからこれまでのその地域の根差したさまざまな資源も、人的資源も活用しながら、トータルに取り組んでいく必要があると思っております。よろしくをお願いします。

○議長（下山孝雄君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） それでは、なかなか非常に難しい部分なんですけど、ちょっと日ごろ考えている2つほど話したいと思います。

まず、1つは、自分を振り返ってみて、父親としてどうだったのかなど。結局、初めは親じゃないですよ。子供が生まれて初めて親にしてもらった。多分母親は本当に自分の子供に乳を与えたり、いろいろまめに面倒を見ている。そのときに自分は何をやっていたのかなど。何をしたらいいか、わからなかったです。ただ、非常にかわいかった。それは皆さんも同じじゃないかなど。それを考えたときに、我々は大人になるための勉強はしてきましたけれども、親としての勉強ってどれくらいやったのかなど。そういうことをもっともっとこれから結婚する若い人、それから親になる人、そういう人にそういう親としての学びをする機会をつくってあげることも必要なのかなど。自分で学べれば一番いいと思うんですけどもね。自学自習、ということも1つ思っています。

それから、あと、これまでも今までの中で出てきていましたけれども、幼児教育の重要性というんでしょうかね。やはり非常に大事だと思います。先ほど町長も話しました。「三つ子の魂百まで」、あとこんな言葉もあります。人生に必要な知恵は全て幼稚園の背中で学んだ。結局遊びの中で子供同士がかかわる中で、やっちゃダメなこと、こういうことをすると悲しいとか、こういうことは守らなくちゃならない、楽しく遊ぶために。やはりそういうのは非常に大事な部分じゃないのかなど。

それで、ことしから教育委員会のほうで園長会議をやることにしました。先日1回目やったんですけども、その中でやはり子供にとって幼児教育、環境教育と言われるんですけども、やはり環境から学ぶことって大きいですよ。人もそうです。やはり幼稚園、こども園においては、先生が一番の環境じゃないか。やはりそういう自覚を持って、例えばゼロ歳児だからわからないじゃなくて、言葉は出せないんですけども、感じているんですよ。私はそう思います。やはりそういうものを大事にしながら、まず幼児教育をしっかり少しでも、今までもしっかりやっていますけれども、さらに気づかなかった面にもう一回立ち返って、ではこの辺どうなのかな。そういうところからも今までやってきたことを振り返りながら、我々一人一人が、先生が大人が親が、一人一人がやはり意識して子供を見ていく必要があるのかな、それでかかわっていく必要があるのかなというふうに思って、これから委員会としてできることをやっていきたいなというふうに思っています。

○議長（下山孝雄君） 以上をもちまして10番三浦英典君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。11時10分まで。

午前10時57分 休憩

---

午前11時12分 再開

○議長（下山孝雄君） 会議を再開いたします。

通告6番、16番伊藤信行君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔16番 伊藤信行君 登壇〕

○16番（伊藤信行君） 通告6番、伊藤信行でございます。

先ほど前段の議員さんの高尚な質問、子育ても早く終わって私はよかったなと思っていました。そしてまた、教育の難しさも知らされた次第でございます。

それでは、質問に入ります。

我が国は、もう観光立国を目指して大変努力なされているわけでございます。大型客船などで多くの外国人が日本に訪れている様子をテレビなどで放映されているのを見ますと、本当にうれしい限りでございます。また、我が町においても、このたび先日ですか、観光まちづくり協会が設立されて、町が歩むべきこの観光事業の方向づけがなされ、もう本当に大いに期待するところでございます。

猪股洋文丸が船出し4年、私も一議員として猪股船長のもと乗船してまいりましたけれども、かなり船酔いが激しくて、大分悩まされました。そんなわけで、そろそろもう港も近くなってまいりましたので、2つほど質問させていただきます。

まず、旧町時代の一般廃棄物処理場の跡地について伺ってまいります。

旧町時代は各家庭から出たごみは、燃やせるものは各家庭で燃やしておりました。そして、焼却できない粗大ごみ、今ではあと絶対に許されないような農薬、あるいは危険な薬品などはそれぞれ町で設けた処理場と言ったらいいか、ごみ捨て場というか、そのようなところに各自で搬入して、それがある程度たまりますと火をつけて燃やして、何日も黒煙を上げてもうもうと燃えていたという光景は皆さん方も見ていらっしゃると思います。今ではその跡地は本当にもう「夏草や つわものどもの夢のあと」というようなことで、何もなかったようになっています。

しかし、その土の中といたならば、もう本当にいろんなものが入りまじって、本当に物すごい状況になっているんじゃないかと思えます。その状態からこの地表水と入りまじって、それが地下水となってどこかの地表にあらわれて出てきているんじゃないかと、そういうものの管理というんですかね、

そういうのが今までは何の調査もなく見過ごされてきたわけでございます。その辺で、町長、ちょっと知っている範囲でよろしいですから伺いたいです。

○議長（下山孝雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 伊藤信行議員におかれましては、4年近く猪股丸にご乗船いただき、心から感謝を申し上げます。船酔いの原因は、船そのものにあるというよりは、実は高い波ですね。波が高いとどうしてもこれは船酔いになりますので、何とか我々もその高波にのまれないように操縦してまいったつもりでございます。今後ともご協力を賜りたいと思います。

さて、ご質問の旧町時代の一般廃棄物処理に関してのご質問であります。中新田地区におきましては青木原、それから宮崎地区の行沢、小野田地区の荒沢に処分場がありました。当時の技術あるいは科学的知見に基づいて埋め立てをしたものと思っております。町では、これらの3カ所を含めた水質検査業務としまして、中新田地区は5カ所、小野田地区12カ所、宮崎地区1カ所、計18カ所で毎年検査を行っております。その結果、シアン、鉛、六価クロム、その他不適とされているものは検出されておられません。ほか、基準の全てが基準の範囲内の数値で推移をしているということでございます。また、小野田、宮崎地区は、町の河川の上流部に当たるところですので、水質には特に気をつけなければならぬわけですが、ご安心いただきたいというふうに思っております。

また、鳴瀬川水系公害対策協議会でも流域11カ所で調査を行っております。その中の加美町では4カ所調査をしているわけですが、その結果、水質に影響のない数値となっております。ご安心いただいてよろしいのではないかと思います。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 伊藤信行君。

○16番（伊藤信行君） それで、当然そこは覆土なされたわけでございますけれども、その覆土する際、どのような処置をなされたものか。その辺を伺っておきたいと思っておりますので、町長でなく担当、知っている人でもよろしいです。

○議長（下山孝雄君） 町民課長。

○町民課長（小川哲夫君） 町民課長です。

当時は、昔は昭和29年に清掃法が施行されまして、45年に清掃法全面改正されました。そして現在の技術基準が確立されたのは昭和60年ごろでございます。それまでは覆土、土をかぶせるだけの埋め立てが行われていたのが一般的な方法となっております。荒沢地区、あるいはそのほかも含めまして、

そのような埋め立て方法がされておりました。

○議長（下山孝雄君） 伊藤信行君。

○16番（伊藤信行君） それで、覆土して今は本当に何も無いよという状態なわけですが、ちょっとその辺で何回か試掘してどういう状態になっているかなんていうことも調べた経緯はあるんですか。

○議長（下山孝雄君） 町民課長。

○町民課長（小川哲夫君） 土壌、土地のボーリングとか、新たなそのところに対しての調査はしていませんけれども、平成17年4月からは埋め立て旧処分場に関する規定などが政令で出されました。その内容といたしましては、水質検査をなさいと。その水質検査というのは町でやっておりますので、BODやCOD、その他有害物質等が浸出がないか、そのような水質の検査をしております。そして、そこで適用しない場合は遮水工、水を外に出さないような工法で措置をなさいとというふうになっております。現在ずっと継続して検査しております、そのような基準をオーバーするような数値は出ておりませんので、そこまではしなくてもいいのかなと、現在はその数値からは思っております。

○議長（下山孝雄君） 伊藤信行君。

○16番（伊藤信行君） そうなると、検査のあれで出ていないと。そのデータはあれでね。今言われているこのセシウムとか、そういうものは広報なりの中で報告しているわけですよね。この件については何かその報告しているあれがあるんですか。

○議長（下山孝雄君） 町民課長。

○町民課長（小川哲夫君） ずっと継続して、先ほどの18カ所を継続しておりますけれども、広報等は出しておりませんでした。全て基準の中なので、そういったことで広報はしておりませんでした。

○議長（下山孝雄君） 伊藤信行君。マイクちょっともう少し向けていただいております。

○16番（伊藤信行君） 報告はなされていないということです。そうすると、そんなことはあつて困るんですけれども、これちょっとあれなんですよ。何か寝ている子を起こすようなことになるかもしれないんですけれども、これからどんなことが起きてくるかわからないものだから、その辺のあれはしっかりとやっておいてほしいものだとということでございます。お願いしますね、その辺は。ちょっといいですか。

○議長（下山孝雄君） 町民課長。

○町民課長（小川哲夫君） 旧処分場の埋め立てのやつは2年間ぐらいをまず見守りなさいということ

になっておるみたいですが、ここは平成3年に閉鎖されております。それからもう数十年たっておりますので、かなり安定しているとは思っております。まず、悪臭やガス、あるいは虫の発生とか、そういったものも認められませんし、先ほど申しあげました水質も大丈夫ですので、安定化していると思われませんが……、思われます。

○議長（下山孝雄君） 伊藤信行君。

○16番（伊藤信行君） 大分苦しいようだから、やめますわね。はい。

次の質問に移ります。

この問題はきのうですね、きのうも12番議員から大分厳しい質問が出ていたようでございますけれども、私も答弁する方にとっては「何、もうあきたわなや」ところ、「何回も同じことを答弁しなきゃならないんだや」と思われるかもしれないですが、私は決して住民不安をあおるとか、そういう意味で質問するわけではございませんので、ちょっと二ツ石ダム周辺の利用自粛牧草の件について、前日の12番議員に引き続いて質問させて……。あ、8番ですね。8番議員の質問を引き継ぐような格好でやらさせていただきます。ごめんなさい、8番議員さん。

今、二ツ石ダム周辺に利用自粛牧草が保管されていますが、このことは住民の皆さん方にはどのようなあれで知らせているのか。また、何割ぐらいの方がこれを承知しているものか、町長に伺っておきます。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 二ツ石の旧町営放牧場への保管につきましては、議会の議決を経て、そして実施をしたところでございます。当然、これは議会広報、町の広報、さまざまな広報を通して住民には周知をしておりますので、ほとんどの方々はお承知であろうというふうに思っております。また、その後のフレコンバックに詰めかえたということについても、これも予算を可決していただいて、そして農協とタイアップをしてこれも全て……。失礼しました。町で農協さんとタイアップしたのはまだ農家の敷地内に残っているものの詰めかえ作業でありましたけれども、そういったことについても周知をしておりますので、農協の方はご存じなんだろうというふうに思っています。

また、町といたしましては、住民に正しく理解をしていただくために、ここの空間線量、それから土壌の線量、そして水質検査の結果、こういったものも定期的に広報でこれもお知らせをしているところであります。ですから、できるだけ町としましても、正しい、そして新しい情報を町民にお伝えする努力をしてまいったところでございます。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 伊藤信行君。

○16番（伊藤信行君） 町長はそういう答弁をなされていますけれども、意外と町民はわかっていないんですよ。あそこに利用自粛牧草が置かれているということをおね。ですから、町長は機会あるごとに、あそこにこういうものがあるんだということはやはり知らしめるようにしたほうがいいんじゃないかと思います。

あと、町長はきのうの答弁で、8,000ベクレルから2,000ベクレルへの自然減衰されたと言われていますが、その減った、減衰した分というのはどういうふうなあれなんですか。ただ空気中にさまよって、そのままなくなっただとか、あるいは地表水と入りまじってダムへ流れていったとかというようなあれがあるんですか。その辺をお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） これは流れていったわけではございませんでして、これはそれぞれの放射性物質には、といいますのは、自然減衰していくものなんですね。ものによってその減衰する期間というもの異なっておりまして、例えば放射性物質は大体134と137というセシウムが1対1で存在していると言われてはいるわけですが、そのうちの134というのは半減期が約2年と。ですから、2年たてば自然にその濃度が半分になると、4年たてば4分の1になるということなんですね。これは溶けて流れ出るわけではありません。それから、137ですと約30年という、また、ヨウ素のようにもう1週間ぐらいでなくなってしまうものもあります。ですから、そういう状況があります。

なお、田代にありますものは、保管していますのは、当初平均800ベクレルというふうに言われておりましたが、町の調査の結果、約280ベクレルから320ベクレルまで自然減衰しているということがわかりました。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 伊藤信行君。

○16番（伊藤信行君） その減衰した今置かれています利用自粛牧草、二ツ石ダムのあの上に置かれているわけですが、その牧草のあれは撤去するというのではなく、あれはあのまま一時保管じゃなくて永久にあそこへ置いておくというふうになるわけですか。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まだ今後どのように対応するか、決めているわけではありません。いずれにいたしましても、この問題は即座に解決できる問題ではありませんので、我が町といたしましてはいち早くこの耐候性にすぐれ、酸素をほとんど透過しない、悪臭の原因となる封入物の腐敗、発酵を抑え

ることができるフレコンバック、フレキシブルコンテナバックに詰めかえ作業をし、安全に保管できる状態にしてあるということでございます。これは昨日申し上げたように、5月29日の町村会の政務委員会で全会一致で、この8,000ベクレルを下回るものの処分は国の予算で国が責任を持って処分すべきだということを全員一致で決議いたしまして、7月には政府要望いたしますけれども、その政府要望の1項目として盛り込むことになりましたので、今後ともこのことについては町村会として要望を申し上げてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（下山孝雄君） 伊藤信行君。

○16番（伊藤信行君） それと、あそこに置かれているのは、ちょっと今のところは撤去する見通しが立たないということのふうに理解していいわけですね。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） これは現時点ではどのように処分するかを決めておりません。これは我が町のみならず、県内多くの町の共通した悩みでございますので、これは国が責任逃れをすることなく、国の責任できちんと予算化をして私は処分すべきだと思っておりますので、引き続き訴えてまいりたいと思っております。

○議長（下山孝雄君） 伊藤信行君。

○16番（伊藤信行君） それでは、今、すると各農家に保管しているやつもあるわけですね。そうすると、その保管している、きのうの答弁では安全に保管させておくというようなことでした。安全というのは、これはきのうは安全でもきょうは安全でないかもしれないんですからね。それをあその今二ツ石ダムの仮置き場に今農家に保管させているやつを持ってきて置くということは考えていませんか。今そういうふうにセシウムが減ってきているわけですから、2,000ベクレルぐらいになっているわけですから、町長は最終処分場はいらないんじゃないかなという答弁もなさっているようですから、どうですか、それは。あそこへ、まだ置くスペースはあるでしょう、あそこに。どうですか。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） その考えはございません。

○議長（下山孝雄君） 伊藤信行君。

○16番（伊藤信行君） 農家でも、農家には置かれているわけですから、農家では非常に迷惑なわけですね。使えない、でも迷惑というよりも腐ってきているわけですからね。もう非常に邪魔といえば邪魔なんだろうから、そういうふうな状態になっているわけですから、その辺の対応も考えてもよろしいんじゃないかと思うんですけども。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） お困りになっている農家があるというふうには承知をしております。ただ、この問題、町が実は被害者なんですね。原因者は東京電力であり、そしてその事業を進めてきたやはり国にあると思っております。ですから、これはやはり国が、東電ができないのであれば、やはり国が責任を持ってこれを処分をするということが、これはもう当然のことだろうと思っております。

いずれにしましても、町としましてはこれまでどおり、まずは県内に保管してある最終処分……、指定廃棄物の再調査、これをきちっとやるべきであると。現状を把握した上で、解決策を見出すべきであるということ国に強く求めてまいりたいと思っておりますので、それがなされないうちに、それぞれの市町村が独自に抱えているものを処分するということはいかかなものかと思っておりますので、ご不便、ご不自由をおかけしている、農家さんにはかけておりますけれども、何とかそここのところは皆さん方にご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（下山孝雄君） 伊藤信行君。

○16番（伊藤信行君） それで、町長、やはり町で考えてあげないと、国が、国が、東電がやったものだから町では知らないということではなくて、やはり農家というのは弱いものですよ。ですから、これは町で力のかしてあげて、どこかにそういうものを一時的に保管する場所を提供をするとか、そういう力のかしてあげられないものかと思うんですけれども。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 将来的にはそういうことも選択肢の1つとしてはあるでしょう。ただ、今のタイミングでそういったことをすべきでは私はないと思っております。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 伊藤信行君。

○16番（伊藤信行君） ちょっとそれは違うんじゃないですかね。やはり町長、もう少し温かい血の通う行政で、それはやるものじゃないと言ったって、それをやってあげれば、やはりさすが猪股町長だなというふうに評価を得るんじゃないかと思うんですけれども、どうなんですか、その辺。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私の体にも赤い血が流れておりますので、十分農家の方々のお立場も考えながら進めてきているところでございます。実は町が集約をして、全部じゃないにしても集約をしているところはそう多くはないわけですし、加美町は他の自治体よりも先駆けてそういった手を打ってきております。ですから、ほかはほとんどが指定廃棄物を除いて8,000ベクレル以下のものについては自



分の農地で保管しているという状況なんですね。それから比べれば、加美町は早い段階で約半分を町が仮置きしたと、集約したということで、農家の方々の負担軽減になっているというふうに私は考えております。今後ともさまざまな状況をトータルに勘案して、当然これは最終処分場という大きな問題がありますから、そのことを抜きにしてこの8,000ベクレル以下の農家が抱えているものの処分だけを捉えて決断すべきではないと思っておりますので、トータルの判断をしまいたいと思っております。

○議長（下山孝雄君） 伊藤信行君。

○16番（伊藤信行君） では、全く話題を変えまして、町長が前に農林系廃棄物処理加速化事業補助金というのを話をしてもらいましたけれども、これはどういう制度でどういう性格を持っているものか、ちょっとその辺お聞かせください。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） これはなかなか8,000ベクレル以下の処分が進まないということがあって、国が補正予算を組んで事業化したものです。ここの中で、例えば仮設の焼却炉を設置して焼却をし、減容化した上で最終処分をします。最終処分というのはいわゆる8,000ベクレル以下ですね。以上のものはこれは指定廃棄物最終処分場がないと持っていきませんから。だから、一般の最終処分場に持って行って処分をするというふうなことを前提とした事業でございました。

○議長（下山孝雄君） 伊藤信行君。

○16番（伊藤信行君） これはすると廃棄物処理には使えないとかと申していましたけれども、あれなんですか。これは絶対使えないというふうな種類のものなんですか。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） この事業は、なかなか使うことはできない事業です。といいますのは、今申し上げたように、例えば仮設の焼却炉あるいは既存の焼却炉で焼却をします。そうしますと、当然放射性物質がこれは出てくるわけですね。たとえ混焼したとしてもですね。8,000ベクレル以下は基本的には今申し上げたような一般廃棄物の最終処分場、この大崎地域であれば三本木につくられましたところに持っていくということになるわけですが、しかしながら、実際既存の焼却炉で焼却することが、果たしてその地域の方々の理解が得られるかという1つの問題、それから大崎の場合には、そういったものを燃やすキャパがないという問題、それから仮設をつくる場合には、ではどこで仮設の焼却炉がつかれるのかと。地域の方々の理解を得られるのかという問題という問題があって、なかなかこれは焼却するというのは現実問題としては難しい。仮に焼却ができたとしても、それでは

三本木の最終処分に持っていくことはできるのか。地域の方々の理解が得られるのか。そういう前提でつくられた最終処分場ではございませんので、ですから最終処分する場所もないと。そうしますと、これ絵に描いた餅なんですね。実際、この事業というものは金はずいぶん、実際にはなかなかこれは使うことができない事業だというふうに認識しております。

○議長（下山孝雄君） 伊藤信行君。

○16番（伊藤信行君） ちょっと私もまだすっかりと飲み込めないんですけども、それはまた後で伺いますので。それと、今最終処分場というものが出ましたので、最終処分についてもちょっと伺っておきたいと思います。

例の田代岳というのは、町長もご存じだと思うんですけども、非常に崩壊の激しい物質なんですよ。私も最終処分に予定されたときに行ってみたんです、あの山にね。あの山を見て、私も愕然としましたよね。あんなふうになっているのかと。私が当時あの辺で仕事をしていたあたりはすばらしい山だったんですよ。本当に二、三百メートル程度の山で、本当に歩いて登れて、あそこから眺める景色というのはすばらしいものだったんです。それが何十年後かに行ってみたら、ああいう結構形になっていて「ええっ」と思いまして、これでは私は処分場なんかよりも先に、あれをもとどおりに直してくれと私は要求したいですよ。本当、処分場どころじゃない。あの山は本当にああいうふうにしてしまったら、もう私、10年ももたないですっかり残った分も崩壊するんじゃないかとそう思っているんですけども、それでその今の処分場の問題も今どの程度の進捗しているものか、そこを町長に伺っておきます。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 進捗はしていないわけですね。端的に申し上げますと。もちろん加美町としては、説明を受ける必要もないと考えておりますし、国から詳細調査に入りますよという連絡は今の時点ではございませんし、今後どのような動きが出てくるか、予測はつきませんが、町としてはこれまでどおりの姿勢を貫いてまいりたいと思っております。進まないことを願っております。

○議長（下山孝雄君） 伊藤信行君。

○16番（伊藤信行君） そうですよ。まだ全然進捗していないというんですから、言葉がちょっと日本語わからなかったもので、これは進捗というか、簡単に使ってしまったので。それで、先日も8番議員が言っていましたけれども、栗原の市長さんは王城寺原の演習場において米軍の実弾射撃訓練が終了すれば、最終処分場の問題が再燃するのではないかと述べられていますけれども、実際どうなんですか、これ。やはり演習が終わり次第、あれなんですか。もう始まるんですか。町長のその

読みをちょっとお願いします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私は環境省の者ではございませんので、全くわかりません。加美町としてはこれまで主張を貫いてまいりたいと思っております。

○議長（下山孝雄君） 伊藤信行君。

○16番（伊藤信行君） 最後に、町長に苦言を呈して質問を終わらせていただきます。

最終処分場は予定であり決定ではないわけですから、先日の町長日記を見ますと、キツネのように穴から出よう、出ようともがいて、これが逆に奥のほうに入らないことを願って、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。済みませんでした。

○議長（下山孝雄君） 以上をもちまして16番伊藤信行君の一般質問は終了いたしました。

昼食のため1時まで休憩といたします。

午前11時47分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（下山孝雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告7番、6番高橋聡輔君の一般質問を許可します。ご登壇願います。

〔6番 高橋聡輔夫君 登壇〕

○6番（高橋聡輔君） それでは、通告7番、高橋聡輔、2問の質問をさせていただきます。

まず、1問目に関しましては、加美町観光まちづくり協会についてでございます。

まずもって、傍聴の方も来ていただいておりますので、だからというわけではございませんが、今回この加美町観光まちづくり協会におきまして、設立までにさまざまな町民の皆さんや商店街の皆さん、関係各所の皆さんが大変ご足労いただいたことに対して、敬意と感謝を申し上げたいと思います。

それでは、1問目の質問に入らせていただきます。

平成27年6月に設立総会を迎え、加美町観光まちづくり協会が誕生しましたが、以下について伺います。

1つ目に関しまして、協会のイメージ図にある地域住民、農家、商店街、また、企業、団体などの今後の具体的な関係や取り組み方についてでございます。

2点目、会員特典の具体的な考え方についてでございます。

3点目、町内外他団体の情報収集及び町の情報発信の方法の具体策、この3点についてございま

す。

○議長（下山孝雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、3点、お答えをさせていただきます。

まず、先般スタートいたしました加美町観光まちづくり協会のイメージ図にあるこの地域住民、農家、商店、企業、団体などの今後の具体的な関係や取り組みについてというご質問でありました。

これから具体的な事業等を考えていくことになると思っております。今この時点でなかなか具体的なところまではお話しする状況にはないというふうに思っております。ただ、今後、例えば郷土の景観まちづくり事業の中に、22のシナリオというふうなものがありますが、その中にこの町歩きツアーというものなどもあるんですね。こういったもの、シナリオを具体化していく上で、やはりこの観光まちづくり協会の果たす役割というのは非常に大きいだろうと思っております。いわゆるこれは人と人をつなぐ、資源と資源をつないでいって商品を開発していく。そして、これを盛り込んでいくという、これは大変大きな働き、役割でありますから、例えば当然この町歩きツアーなどを具体的に進めようとするれば、商店街の皆さん方のご協力というものが当然必要になってくるわけですし、場合によっては観光ガイドというものを養成して、そういった方々にガイドしていただくということもあるいは必要になってくるかもしれません。そういったことが具体的にこれから計画されていくだろうというふうに思っております。

また、私、昨日、期待として答弁した中に、この移住体験ツアーというものがありません。当然この首都圏から加美町に移住を希望してくる方々のためのツアーを企画しようとするれば、旅行関係業者あるいは不動産業者、あるいは観光施設等々、さまざまな方々のご協力がこれは当然必要になってきますので、そういったものをつないでいくということが出てくるのだろうというふうに思っております。

おかげさまでさまざまな業種の方々が会員になっていただいておりますので、今後そのような加美町のまちづくりにとって必要なさまざまな企画を進める中で、会員の方々、それから関係機関の皆さん方と連携をとりながらやっていくことになるだろうと思っております。また、必要に応じて委員会などを組織して実践していくということも必要になってくるのではないかとこのように考えております。

また、2点目の会員の特典の具体的な考え方ということでございました。

この目的は、交流人口の増加ということでございます。できれば、交流人口が定住人口につながっ

ていくというふうを考えておりますので、これはどなたにとってもかかわりのあること、どなたも直接、間接に恩恵を受けることになるだろうというふうに思っております。

また、2つ目として、この会員同士の交流の場をぜひ設けてほしいというふうに考えております。業種を超えた人脈づくりと申しますのは、これは会員どなたにとっても非常に大事なことだろうと、大きな私は特典だろうというふうに思っております。幸い、会長になられた北原さんもこれまで大きなお仕事をしてくられた方でございますので、さまざまな人脈づくりというものに私は大変有効な場になるだろうというふうに思っております。

また、3点目の町外他団体の情報収集及び町の情報の発信ということでございますが、具体策としては、こちらからさまざまなイベントに参加をし、情報収集あるいはPRというものに努めるということが大事だと思っております。まだこれは決まっているわけではありませんが、町が首都圏で開催するイベントなどにも、あるいは観光まちづくり協会のほうでも職員が出向いてPRをすると、情報収集ということも十分これは考えられることだろうというふうに思っております。

また、やはり最近は多くの方々がソーシャルネットサービスと申しますか、SNS、フェイスブックだったり、ツイッターだったり、そういったことで、あるいはホームページ、さまざまなそういったメディアを活用して情報を収集しております。ですから、やはり会員向けのメルマガを発信するか、多くの方々に対してフェイスブックを通して最新の情報を提供するか、こういったことに努めていく必要があるだろうというふうに思っております。

できたばかりの組織ですから、余り多くの具体例を述べることは今の時点ではできませんが、一つ一つ事業を立ち上げていただいて、会員の皆様方、多くの皆様方のご協力をいただきながら、当初の目的達成のために取り組んでいきたいと、いただきたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

○議長（下山孝雄君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 今答弁いただきましたことに対して、少しずつ再質問をさせていただきたいと思っております。

昨日、4番議員からこの観光まちづくり協会、この件につきまして一般質問があったかと思っております。その部分に関して若干重複することもあるかと思っておりますが、まず1点目に、今回まちづくり協会というものが発足しまして、一番この観光まちづくり協会という名前である以上、今後商工観光課やひと・しごと支援室、協働まちづくり推進課、また、分野によっては農林課、あとは商工会ですとか、まちづくり委員会ですかね、町民の皆さんがやっつけているかと思っておりますけれども、そこにプ

ラスしまして今回の協会というところが出てまいります。こういったさまざまな部署が関係してくると思うんですが、どうしてもさまざま混ざっているところがある中で、どこの部署がどういったものを自分たちはやっていかなきゃならないかというような話が非常に難しくなっていくのかなというところでは考えております。この辺の仕事の割り振りでしたり、また、調整会議、こういったことに関しまして、現在どのように考えているか、お答えいただきます。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 商工観光課長です。

今のご質問の役場の関係課との連携をどのようにやっていくのかというようなご質問でございました。観光まちづくり協会、その名のとおり、加美町をいろいろPRをさせていただき、あわせて地域の方々、いろんな方々と連携をしてまちづくりをやっていく。そのことによって地域の元気、活性化を目指していくというものでございます。そういう意味で、議員さんからご指摘のとおり、1つの課でいろいろサポートといいますか、取り組むということだけではなくて、役場全体でということになろうかというふうに思っております。

それで、その関係で具体的にまだこのような形でということは決まっておりませんが、担当の1課長としまして、やはり関係課のほうと連携を図っていくということが必要だというふうに思っております。先ほど町長のほうから、首都圏でのいろんなPR、物産等の販売等々のお話もございましたが、それ1つ例にとりましても、簡単に言いますと、移住の関係であればひと・しごと支援室さん、あとは物産関係といいますか、農業関係であれば6次産業化の関係であれば農林課さん等々とやはり連携をしてやっていくということが必要だというふうに思っております。

そのところは今後連携を図る意味でそういう連絡会議のようなものを組織をして、順次その場面、場面での展開をしていくということはやらせていただきたいというふうに思っておりますし、あと協会の会員さんの方々からもいろいろご意見をいただく。それらを協会でもとめていただいて、それはそのステージに上げていただくということも必要なかというふうに思っております。そういう意味では双方向に風通しのいい環境をつくって観光まちづくり協会の運営、あとは観光協会の今後の発展につなげていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 先ほど町長の答弁のほうにもありましたとおり、各会員で交流人口の増加や会員間の交流、こういったことが期待できるというような答弁がありましたけれども、今のさまざまな

課をまたいで、かつ交流をしていくというところに関しまして、やはりこの団体の組織の中には商工会もありますし、もちろん農協さんないしはまちづくり委員会、さまざまな組織があると思います。この方々の中で、確実にこの会員になって参加しようというようなことを思うためにも、こういった完全なる役割とまではいかないですけれども、しっかりとした決め事をつくっていかなければ、なかなか会員増加にもつながらないのではというふうに思って、今の質問をさせていただいております。

あわせて、きのうの4番議員の質問の中にもありましたとおり、今回、全体の会員数が109団体で、個人を含めまして109団体、会費が97万9,000円ですかね、ということで集められたというふうに言っておりましたけれども、今回設立準備委員会のほうでいろいろ想定をして今回のことを始めたかと思えます。この設立準備段階のほうで想定していた数字に対して、今回のこの団体の数、個人の数ないしはこの会費の数というのは、どれほどの達成率であったか、こういったことをちょっとお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長です。

設立準備委員会の際の委員長という立場もありましたので、私のほうから前段の部分について再度お答えをさせていただきたいというふうに思います。

どこが担当してどこがというそのお話ですけれども、先ほどの一番最初の質問のように、協会のイメージ図にあるように、いろんな農業の関係もありますし、商店街、いろんな分野の人が入ってこの協会を構成していくという、あるいはそのあらゆる分野に対して協会がいろんな働きをしていくというイメージでいるのですけれども、その場合に横の連携というのが必要になっています。それはこの観光まちづくり協会のみならず、いわゆる役所の縦割りということの弊害も昔から言われていますが、今こその横の連携が必要なきはないというふうに思っています。

例えば、この処分場の質問も先ほど来出ておりますけれども、これも1つ農林課ですとか、危機管理室だけでやっているのではありません。いろんな分野、建設課も入っていますし、支所も入っていますし、企画財政課も入っていますし、まちづくりも入っていますし、いろんな課が集まって対策会議というものを開いています。いろんな知恵をいろんな角度からいろんな視点からどうやっていくかということの会議を町長が中心になってやっています。それ以外にも地方創生についてもいろんな課が連携をとってまとめ方をしています。この観光まちづくり協会も同様にさまざまな課にまたがっている分野ですので、1つの課がということではなくて、みんなで知恵を出し合って、先ほどの会員につきましてもそれぞれの担当課課長さん方にも働きかけをして会員を募っていくということもござい

ますし、いろんな分野の人たちがいろんな知恵を出すという横の連携をとって、この観光まちづくり協会と連携を図っていくというふうに思っております。

あと、どれくらいの予想、想定をしていたかということについては、商工観光課長からお話をさせますけれども、一つの目安としては、まず100団体というのを一つの目安にはしておりました。ですから、100団体を超えたということは一つの目安には届いたんですが、ではその内訳として個人商店主の方々がもう少し入っていればなという思いはあります。そのことについては商工観光課長のほうから答弁をいたします。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 商工観光課長です。

設立準備委員会のほうで想定をしていた会員数なり、会費の金額等の現実にどういう割合だったのかというご質問でございます。

今、副町長が100団体というようにお話をさせていただきましたが、一応そちらのほうで準備委員会のほうでは数字的には85団体という形で一応想定をし、このぐらいの事業をやっているんじゃないかという、そういうちょっともろみといえますか、を会員募集をする前に立ててございました。その意味からしますと、109団体ということで1.3倍に会員数に関してはなっているという状況でございます。

あと、会費に関してでございますが、一応法人の会員の方々の会費が年1万円、あと個人の事業者さん等に関しては5,000円等と一応会費を設定をさせていただいております。どちらも全てそれ以上という形の会費にさせていただいておりますが、それで当初こちらで想定をしておりましたのは52万5,000円ほどということで、97万9,000円に対しては約1.8倍に会費のほうは皆さんから募っていただいたという形になってございます。

あと、その個人の商店さん等の、事業主さん等の入会が思ったよりは少なかったというご指摘があったようでございますが、こちらにつきましては今後、現在の状況は現在の状況といたしまして、今後やはり活動を通しながら皆さんにより入っていただくためのそういう呼びかけなり、あと活動を見ていただくということも必要かというふうに思っております。そういう形でぜひ多くの方に入っていただくよう、昨日の質問でもお答えをさせていただきましたが、会員の募集に関しては随時やらせていただいているというか、そういう形でございますので、今後ともどうぞよろしくお願いをしたいというふうに思います。

以上でございます。



○議長（下山孝雄君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） ありがとうございます。

ただいまの答弁の中に、団体数に関しまして、こちらの団体数に関しては予想を上回ってと、会費に関しても予想は上回っているというようなこととお話をいただきました。個人に関してはまだ質問はしていなかったんですけども。ここの部分の先ほど言った個人の商店主の方、ないしは今回のホームページを皆さん見ていただいていると思いますのでおわかりのとおりですけども、こちらの会員募集のほうには個人会員、こちらのほうも随時受け付けておりますというようなことでやっておりました。この個人会員を受け付けるというところに当たり、本当に商店も何もやっていない方の個人の方もいらっしゃるし、また、個人の商店主の方々、こういった方々にこの情報がいまいち伝わっていなかったというような話も商店主の方から聞いております。

あわせて、今回の募集に際して、募集期間から今回第1回目の締め切りまでの期間が若干短かったのではないかというような意見ですとか、このチラシないしはホームページだけでは内容がいまいち伝わらなかったというような声も私のほうには聞こえてきておりました。今回、このまちづくり協会を設立するこの会員を集めるに当たって、最初に説明会などそういったことをしてから、この趣旨に賛同していただいて会員を集めていくというような考えはなかったのか、お伺いします。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 商工観光課長です。

まず、個人の扱いでございますが、一応募集の関係では個人の事業者の方の分野と、あとはまるっきり個人ということで、一応2つに別々な区割りにさせていただいたということでございます。それで、先ほど個人の事業者の関係についてお話をさせていただきましたのは、副町長がそういう意味で商店主さんがちょっと想定よりも少なかったというようなお話があったということに対してでのお話でございます。

それで、質問のほうにお答えをさせていただきますが、まず、募集に関しましては、3月の広報紙で募集を始めましたということで、それを3月から5月20日までということで一応締め切りをやらせていただいたということでございます。2カ月強ございましたが、やはり短かったのではというご意見は、確かに広報紙のその段階で全て皆さんに周知になったかという問題はありますので、そういう意味で短かったという方もいらしたということに関しては真摯に受けとめたいというふうに思います。

あと、いろいろ内容等がわかりかねるということで、そういう説明会等はする予定はなかったのか、考えはなかったのかというお話でございました。やはり私どももどのような形で皆さんに多くの方に

入っていただく、そのための努力ということできせていただかなければいけなかったというふうに反省する部分がございます。しかし、かといって何もしなかったということではなくて、いろいろその各商工関係の団体さんの会合等々でもいろいろ呼びかけをさせていただきましたし、あと商工会の会長さんも準備委員のお一人でございまして、準備委員会の副委員長さんでございまして、事あるごとにやはり会員の皆さんに「ぜひこういうものができるので入会のほうをご検討ください」というようなPRもさせていただいたということでもお聞きしてございます。

そういう意味で、全員にそれが通ったかどうかというのはまた別ですが、機会があるごとにさせていただいたというふうに思っております。ただ、それらがちょっと不足をしていたということであれば、今後もまた事あるごとにさせていただきたいと思っておりますし、今後は特に立ち上がっているいろいろこれから活動していくわけですが、その中でやはり会員さんの皆さんに総意、意見等ももらいながら活動をしていくということは一番大切なことでございますから、そういう中で会員さんの中からまた輪を広げていただくということもお願いをしていきたいというふうに思っております。

いずれにしても、より多くの方にご理解をいただき、会員が多く参集をいただき、そのことによって協会の活動がより活発になっていくということのために、今後も努力をしていきたいと思っておりますし、こちらからもお願いをしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 今まで設立までのお話をどのようにというような話でさせていただきました。

否定的な意見に聞こえてしまっているかもしれませんが、私ももちろんこの協会に参加させていただいている一人でありまして、もっともっと町民の皆さんが中心となって盛り上げていきたいという思いでこういった質問をさせていただいておりますので、ご了承いただきます。

あと、今回実際にこの1回目の締め切りに対して、なかなかどういうふうになっていくか、やはりわからないと。今回協会の様子をうかがいながら、また次のチャンスに入っていこうかなというふうに見送っている方々も結構いらっしゃるというふうに聞いております。こういった方々には恐らく協会だけを様子を見てもらっているという状況では、なかなか次なる新たな入会といいますか、参加といいますか、そういったものに関してはなかなか自発的なものというのがないというふうに私は思っている一人なんです。これに関しまして、どのようにその1回どういうふうになるのかなと様子をうかがっている人たちに再度アプローチをかけるといいますか、そういった手段は今後どのような態勢でどのように行っていこうというふうに考えているのか、お考えがあればお聞かせください。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 商工観光課長です。

やはりご指摘のとおり、ちょっと様子うかがいというような形で今回會員のほうを見送った方々がいらしたというふうには、私のほうでも感じているところがございます。それで、先ほども申し上げさせていただきましたが、今後さまざまな形でやはり呼びかけをしていくということであろうかというふうに思っております。特に、やはり1対1といたしますか、相対でいろいろご説明をし、やはりよりご理解をいただくということが一番必要なのかなというふうに思っております。その部分につきまして、協会の職員さんはもちろんでございますが、協会の役員さんとは現在加入されている協会の會員の皆様等と一緒にやはり會員の増強に努めていかなければいけないというふうに思っております。具体的なというご質問でございましたが、その件に関しましては今お話したような形で今後進めていくということでご了承いただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。済みません。申しわけないです。ちょっとかぶってしまいました。

副町長。総務課長、こちら見ているものだから。

○副町長（吉田 恵君） 総務課長に答えてもらってもいいです、せっかくですから。役場でも総務課長もきのう會員になりましたので、それで手を挙げたのかと思いました。課長たちにも入っていただくように話をしますし、議員の皆様にも多数入っていただいております。今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

今、観光課長話しましたがけれども、これまでの説明あるいは観光まちづくり協会、加美町以外のところの観光協会というものに対するイメージで入られる方は入ったし、あるいは少し様子を見ようというのはほかのところの観光協会というものについて、あの程度なら入らなくてもというのがあってもいいかもしれません。私たちが先進地視察をしたときも、観光協会として独立してやっているところと、やはり町の観光課が実際は事務局になって仕事をしているというところもございました。そういう観光協会というのが一体どのようなものになっていくのかということに対して、まだ半信半疑という方々もたくさんいらっしゃると思います。その方々に「こういうんだよ」と説明をして入っていただくということもありますけれども、やはり観光協会として事業を行っていくと。総会のときも事務局長からこういうことを考えて進めていきたいと。そして、それを理事会で諮って具体的に事業をしていくと。その事業をしていく姿、あるいはこれから出されるであろう印刷物とか、そういうものを見て、ああ、これなら入って自分もその會員になって自分の店も一緒にPRしてもらいたいとか、あるいは

一緒に活動しようということが芽生えていくのではないかというふうに思いますので、先ほどの横の連携の担当課、あるいは既に入っておられる方々の活動だけではなくて、まちづくり協会としてこれからの活動によって多くの方々が入りたいと思われるようなことをしていく必要があるのではないかというふうに思います。

あとは町長から。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今回、109団体、個人に会員になっていただきました。そのうち法人会員が71団体、私はこれは大変すばらしいことだと思っています。私も様子を見ていて、ひと・しごと支援室は誘致企業等との結びつき、信頼関係が大変厚いわけですから、商工観光課ですね、課長みずから連携をとりながら出向いて会員になっていただいていたと。大変商工観光課、多忙の中、よくやっているなど私は見ておりました。この会員の構成なんです、やはり安定的な会員というのは法人会員なんです。個人会員が多くを占める団体は大変不安定だと思います。ですから、今後のことも考えれば、109団体のうち71団体が法人であるということは、大変私は安定的に会員からの会費というものが見込めるだろうというふうに思っていますので、これは組織を立ち上げる前の準備にしてもそうですけれども、全く定石でございますので、私は大変いい形でスタートしたなと思っています。

それから、個人会員ですけれども、やはりこれは時間がかかるだろうと思っています。よく二、八の法則なんていうものもあるんですけれども、ものが出ると2割はすぐ飛びつくんですね。2割は最後まで買わないんですね。あとの4割の動向なんです。これが徐々に、徐々ににはやってくれば買っていくという、こういう法則もあるなどということもありますけれども、私はやはり一般会員については状況を見ながら、「あ、これは楽しそうだな」と、「私も会員になってみようかな」と、これは何か町にとってよさそうだなと思えば、次第次第に会員になってくる方もふえるんだろうと。ですから、やはり会員の交流の場とか、あるいは私は会員の対象の、例えば視察研修とか、そういったものも含めて、「ああ、会員になってよかったな」と、勉強になるなど、楽しいなというふうに思えるようなやはり企画、外に売り込むだけではなくて、やはり会員になってよかった、会員になってみたいなど思えるようなものという、企画というものもやはりこれはやっていくべきだろうというふうに考えておりますので、今後ぜひ期待をしていただきたい、また、支援をしていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（下山孝雄君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 71団体の企業さんから集めてきていただいたというところが、集めてといいま

すかね、会員になっていただいたといったところに関しましては、本当にひと・しごと支援室の職員の皆さん、課長率いる職員の皆さん、本当にありがたい話だと思いますし、また、個人会員、おもしろいところが見えれば、もっともって入っていただけるという中で、総務課長、入っていただきましてありがとうございます。今後いろいろとふえていくのかなというふうに思いますし、また、我々議会のほうでもこれを機会に入っていただける方がふえていければというふうに思っております。

さらに、今回の集められた会費という形で会費を集めているかと思えます。会費というのはあくまで募金や寄附金とはまたちょっと異なるもののように私は感じております。この会費を集めたということに対しまして、会員並びにこの参加している方々に対してのメリットと申しますか、先ほど交流という、その会員間の交流というのがありましたが、例えばそのDMの中にさまざまその情報を入れていくですとか、そういったこの会員になった、この動きが会員にはいろいろわかるんだというような動きの意味でのメリットですとか、実際にCM効果が出るようなメリット、そういったものがこの会費の中から計上されていくというのであれば、皆さん喜んで使っていただけるのかなというふうに考えておりますが、この辺に関してはいかがでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 商工観光課長です。

会費のメリットというご質問でございました。会費に関しましては、先ほど来から100万円弱の会費が今後皆さんから納入をいただくという予定になってございます。一応平成27年度、今年度の協会のほうでの事業計画の中では、まず、やはりいろいろPRをしていこうということで、情報的なものを出していくということを想定してございます。そちらのほうが予算的には今120万円ほど計上させていただいておまして、今回平成27年度に関してはまず金銭的なものとしましてはそういうものに充てていきたいということで考えてございます。

あと、会費ということだけではなくて、会員としてのメリットに関しましては、やはり今度立ち上がりましてこれからいろいろ活動をしていくわけですが、設立総会時に平成27年度はこういう事業に取り組んでいくということであわせていただいております。ただ、ちょっといろいろ助走がかかる事業もあるようでございますので、やはり助走がなかなか周りには見えないということも私どもとしては懸念をしている部分でございます。ですから、すぐにやはり活動が周りに見えるような形のものもあわせてやっていただきたいというふうに思っております。

いろいろイベント等でやはり前面にそういうブースなりで活動状況をお知らせする。あるいは、こういうことをやっていくんだというPRをするというそういう場も必要でございましょうし、あとは

いろいろ加美町でスポーツだけでなくさまざまな催し物がございませう。そのとき、観光ということではなくて、そういう催し物のためにおいでになられる方々が多くおられますが、そういう場合になかなかまだ加美町のお土産としてちょっと何かお買い求めをいただくようなものが明確にはないようございませう。そういう意味で、ぜひこちらの協会のほうでもそういうところにもちょっとターゲットを入れていただいて、より会員の皆さんがタイムリーに協会が立ち上がったことによって、こういうことで取りまとめをしてやっているんだなというのがわかるような部分を事業としては取り組んでいただきたいというふうに思いますし、そういう形で会員の拡大にもつなげていっていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 済みませう。時間が大分なくなってきてしまいましたので、最後に1点確認と1点提案のほうをさせていただきたいと思いますが、今回のこの観光まちづくり協会に際しまして、町の観光大使、今5名でしたかね、いらっしゃると思いますが、この観光大使の方々との関係性はどのようにっていくか。これはあくまで観光大使に関しては町で委嘱をしているものですので、ここと協会のほうではどのように関係性を持つていくのか、この関係のことと、あとほかの町、市町村の協会があると思います。こちらのほうとの連携といいますか、お互いに会員になり合って、その協会の中で地場産品をお互いに売っていくですとか、情報を発信していくというようなやり方もあるのではないかなというふうに個人的には考えています。この辺に関しまして、ご意見を頂戴したいと思います。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 商工観光課長です。

現在、観光大使としてお願いしている方々がおられます。設立準備委員会の中でもその観光大使の方々と今回の協会との関係に関して、ちょっといろいろ議論をさせていただきました。一応その中でまだ観光まちづくり協会が立ち上がって活動をした後に、その現在町でお願いをしております観光大使の皆さんとちょっと協議をしていこうということで、いずれ連携を図っていく形になるかというふうに思いますが、そちらについてはもう一、二年先ということで現在のところは考えてございませう。

あともう1つのご質問の他の近隣のといいますか、他の観光協会等々のかかわりということでございませう。こちらにつきましては、宮城県全体で観光協会、あとは都市産振協会等々がございませう。

まずそちらのほうへ来年度からは加入をし、皆さんと手を取りながら情報交換等をさせていただきながら進めていきたいというふうに思っております。その中でやはり近隣の協会さんとはより密接にかかわりが必要だろうというふうには思っております。それらにつきましても今後、今度できましたということでのどのような形で隣接の部分は回らなければいけないというふうに思っておりますので、その中でいろいろご相談をしながら、よりよい形での取り組みをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） この観光協会に関しましての質問は以上で終わらせていただきますが、さまざま大使の方々並びに先に協会を興しているの方々、非常にいい意見をたくさんお持ちの方がいらっしゃると思います。そういった方々の意見もどんどん集約をして、早目にこの観光協会が非常に形のあるもの、そして動き出せるものというふうにしていくことと、この会員の皆さん並びに個人の皆さんがこの協会の会員だという自覚ですとか、意識、これをしっかり持てるような方向づけをしっかりとっていただきたいというふうに思っております。

それでは、2点目に入らせていただきます。

済みません、時間が随分なくなりましたけれども、学校及び社会教育施設についてでございます。

加美町にある小中学校や公民館等で雨漏りやタイルの破損、校庭の水はけや遊具の老朽化、さまざまな要望が町民の皆さんから出ていると思います。今後、大規模な修繕計画が必要ではないかというふうに考えております。また、学校等で現在使用していない遊具等については、撤去や安全対策を施す必要があると思いますが、こういった計画の考え方について伺いたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、まず、私のほうから全体的なことをお話しさせていただきます。

この学校施設、社会教育施設における大規模改修の考え方ということですが、町で管理をしています公共施設は167施設ございます。うち学校施設18施設、社会教育施設が16施設であります。いずれも経年劣化により修繕を要する施設がふえている状況にあります。今後この公共施設等の老朽化対策が大きな課題になるということ間違いのないこととさせていただきます。

町といたしましては、老朽化対策を含めた公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するため、公共施設等総合管理計画を本年度と来年度の2カ年で策定することとしております。この計画に基づい

て進めていくわけですが、大事なことは、1つとしては長期的視点に立った公共施設の全体の状況を把握し、更新、それから統廃合、長寿命化などの計画を行うということです。もう1点、将来のまちづくりを進める上で財政負担を軽減、そして平準化するとともに、公共施設の適切な配置を実現するという、こういったことに配慮をしながら計画を策定し、そして公共施設等の大規模改善や建てかえ時期をどうするかなど、将来費用負担がどうかというふうな推計、そういったことを基本的な部分の方針の中で定めていくと。定めた上で、その計画に基づいて事業を進めていくということになるかと思っております。

また、ご質問の主眼は、学校・社会教育施設についてということでございますので、教育長のほうから答弁をしていただくことにいたします。

○議長（下山孝雄君） 教育長。

〔教育長 早坂家一君 登壇〕

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

それでは、私のほうから、まず初めに学校関係についてのお答えをしたいと思います。

本町の小中学校、こども園を見ますと、昭和の年号に建設されました校舎、これにつきましては古い建築基準による構造物でありますので、全て耐震補強による大規模改修工事を施しております。

あと、新しい建築基準以降の校舎につきましても、耐震診断を行って安全性を確認しているところでもあります。

最近の工事につきましては、電気、それからトイレなどの設備工事、太陽光発電装置などの新エネルギー導入による工事、これらを進めております。今年度の事業としましては、鳴瀬小学校の躯体陥没改修工事、小野田中学校のプール改修及び校舎雨漏り修繕工事を予定しております。それらにつきましては、今回の補正予算にも……。失礼しました。それ以外、今回の補正予算に掲げています。地震対策の国庫補助事業としまして、宮崎小学校講堂、それから宮崎中学校体育館、卓球場、武道場のつり天井、これらの工事が予定されています。なお、昨年度雪害により壊れました宮崎中学校の2階のバルコニー、手すり工事の予算もお願いしているところでもあります。

続きまして、遊具についてお答えいたします。

小学校で一番多い遊具につきましては、鉄棒が一番多くあります。その次にブランコ、滑り台、雲梯の順というふうになっております。これらにつきましては、各学校で毎月の安全点検、それから日常的な点検を行いまして、危険箇所があれば迅速に対応を行って、常に遊具の安全な維持管理に努めているところでもあります。昨年11月から3月にかけては、専門の業者をお願いしまして安全点検を



実施しております。その結果、何カ所かの要修繕、それから撤去指導というのがありました。今回の調査で指摘を受けました結果と、それから各学校の点検結果をもとにしまして対策を講ずるよう指示しているところであります。

現在、学校、園の大規模な改修工事を行うための修繕計画というものは整備しておりませんが、今年度からの第2次加美町総合計画実施計画に5つの小中学校の建物修繕を登載しております。これらの計画に従って修繕を実施してまいりたいというふうに思っております。

続きまして、公民館等の社会教育施設について、現状と修繕計画についてお話をしたいと思います。

社会教育施設の現状としましては、近年では特に中新田地区にあります施設の多くで老朽化に伴う雨漏りや設備の不具合が顕著に認められております。中新田公民館での雨漏り、床ひび割れ、これを初め、ほかに外壁や床のひび割れ、それから空調・電気設備の耐久年数超過、遊歩道石畳の盛り上がりなどなど、修繕を要する箇所が増加しております。

これまで施設の大規模な修繕につきましては、加美町総合計画並びに生涯学習計画策定に合わせまして、各施設で年次修繕計画を立て行ってまいりましたが、中には緊急を要する修繕を優先して実施して来ましたが、計画どおり進んでいないというものも事実あります。今後も引き続き、まずは利用者の安全・安心、それを最優先しまして、不便を感じさせない施設設備の管理を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 時間が余らないのでまとめてお話しさせていただきます。

ただいま学校関係並びに公民館というところで、雨漏りがあるというふうにお話がありまして、その修繕計画等々も立てていただいているということがございました。この雨漏り、こういったところの施設に関しましては、先ほども地震がありましたけれども、避難場所ですとか、一時避難場所ないしは避難場所に使われるということがございます。本当に昨今さまざまな自然災害が起きているというところになりますと、こういった場所の雨漏りですとか、さまざまな老朽化というところに関しましては、いの一番にといいですか、順番がどんどん急いでやらなければいけないのかなというようなところもございます。こういったところの点検等を極力早くしていただいて、そういったことがないようにもしていただきたいというふうに思っております。

あと、公民館に関しましては、さまざまひびですとか、あとは塗装の剥げといったところが幾らかあるように思います。特に中新田に関しまして、やはりバツハホールというところに隣接しておりま

して、バッハホールはさまざま集客をする施設になっております。その並びにある館が例えばそういったひび割れですとか、塗装がされていないといいますか、劣化しているというところになりますと、景観上の問題も非常に周りから来ていただいた方に景観もよくないのかなというふうに思いますが、こういったところの外観等に対しましての調査等はされているのでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（和田幸蔵君） お答えいたします。

専門業者の調査はしておりません。職員による目視の点検のみにとどまっております。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） ただいま専門業者ではなく目視での確認ということがありましたが、こういったところに関しての目視の結果、これは小学校等々にも言えることだと思うんですが、この目視の結果、何かまずい、景観上よくないですとか、こういった欠陥が起きた場合、こういった場合、どのように教育長のほうに上がってくるのか、はたまたどのような形で修繕に行くのか、ちょっとこれを方法を教えていただければというふうに思います。

○議長（下山孝雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（猪股清信君） 教育総務課長、お答えいたします。

学校、幼稚園、こども園におけますそういう景観的なひび割れ関係におきましては、構造的な影響が少ないと思えるものについては予算的な措置は特に急ぎませんが、景観としてのひび割れについては、まず施設のほうでその対応に当たると。それで、それでも間に合わないときは教育総務課のほうに相談を求めるというふうな段取りにしております。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 景観が優先されるかどうかというところは二の次かもしれませんが、さまざま集客をする施設において、そういったことがないほうが良いというふうに考えております。そういったところに関しまして、ぜひ町長、この修繕計画並びにその景観に関して、町長のお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 基本的には、今年度、来年度でもって管理計画、総合管理計画をつくりますので、この総合管理計画に基づいて計画的に進めていくということにしたいと思っております。当然、

緊急なもの、特にこの安全性に関するものについては、きちっと予算措置をして優先して修繕をしていくというふうに考えております。

また、当然景観の問題というものもこれも重要でありますので、そういったことも勘案しながら取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（下山孝雄君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） それでは、最後の質問をさせていただきます。

今、安全上の対策というところで、先ほど学校等の鉄棒ですとか、さまざまな遊具、こちらで今、場所を言ってしまうと中新田小学校なんですけど、校庭の後方に木造の遊具があると思います。あちらに虎ロープを張って使えないようにしているようなんですが、こちらはそれだけでは非常に急に来た方々、遊ぼうと思う方々は非常に遊べてしまいます。こういったものを明確に学校の中で使わないなら使わないというふうにするのか、はたまた撤去をするのであれば撤去をする。こういった基準づくりというのにも必要になっていくと思いますので、こちらの点をどのように考えているのか、お考えいただきたいというところと、もう1点が、学校の遊具だけではなく、椅子ですとか、テーブル、こういったところ、椅子の破損もかなり多く出てきているというのは学校の先生方からも聞いている部分でございます。こういったところに関しても今後修繕並びに購入というところも考えていただきたく思っておりますが、教育長、最後に答弁をお願いします。

○議長（下山孝雄君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） それでは、今の件についてお答えします。

まず、学校にあって使えないもの、あるいは危険なものにつきましては、できるだけ早目に学校と相談して撤去するような方向で考えたいと思います。

それからあと、それ以外、各学校で毎月定期的に安全点検をやっています。それから、日常的な点検もやっています。先ほどお話ししましたけれども、ただ、やっているからといって安心はできないのかなど。つまり、目視だけじゃなくて、直接触ってみたり、揺すってみたり、やはり点検する人の危機管理意識というんでしょうかね。それをもっと高めていって、その点検の内容の充実を図っていかなければならないのかなど。できるだけ学校の現状が委員会に上がってくるように、そういうシステムをさらに吟味しながら進めていきたいなど。やはり最終的に子供たちの教育環境としてより安全・安心なものを維持できるように努めていきたいと思っております。（「終わります」の声あり）

○議長（下山孝雄君） 以上をもちまして6番高橋聡輔君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。2時15分まで。

午後2時03分 休憩

---

午後2時15分 再開

○議長（下山孝雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告8番、9番木村哲夫君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔9番 木村哲夫君 登壇〕

○9番（木村哲夫君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告どおり2問質問をさせていただきます。

1問目は、空き家対策についてであります。

前回の3月の第1回の定例会でも行いましたが、先ごろ5月26日に特定空き家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針、いわゆるガイドラインが発表されました。これをもとに各自治体はそれぞれ計画をつくり、実際に始めるということで、全面施行されました。

まず、このガイドラインについて、基本的に自治体でどのように進めていくかということを中心に質問させていただきますけれども、第1点は、今お話ししたように、前回質問した以降、3カ月しかたっておりませんけれども、町の対応、どのようにしてこられたか。

2つ目としては、このガイドラインを受けて、町の基本的な考え方を伺います。

3つ目には、今後の具体的な進め方という点で質問させていただきます。

○議長（下山孝雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、1点目のガイドラインについて、答弁をさせていただきます。

ようやく5月26日にガイドラインが示され全面施行となったわけでありましたが、さらに6月1日に国交省の説明会において具体的な取り組みの指針が示されました。今後空き家の実態調査を行った上で、具体的な取り組みを進めてまいりたいと思っております。ですから、まさにこれからということでございます。

また、町といたしまして、その空き家の実態調査は平成27年に行つて以降、行っておりません。失礼しました。平成22年度ですね。ですから、この結果がベースになるわけでありましたが、以前作成したカルテをもとに固定資産税の課税対象となっている家屋か否かについて確認作業を進め、また、新たな空き家の調査については、行政区長さん等の情報をいただきながら今後進めてまいりたいと考えております。

また、特措法では市町村の努力義務として、空き家対策計画の策定が示されておりますので、全面施行された特定空き家等のガイドラインや特定空き家等に対する措置に係る手続について、適切に対処してまいりたいというふうに考えております。

2点目の特定空き家等の町の基本的な考え方についてでございます。

この具体的な特定空き家等の判断基準であります、4点ほどございます。

1点目は建物が傾いて倒壊のおそれがある状態の建物、2点目として屋根、外壁が落下のおそれのある状態の建物、3点目、ごみ等が放置され、衛生上有害となるおそれがある状態の建物、4点目として多数の窓ガラスが割れたまま放置され、適切な管理が行われず周囲の景観を損なっている状態の建物となっております。

このガイドラインによりまして、市町村が倒壊などの危険がある空き家を特定空き家と判断し、所有者に撤去、修繕の勧告、命令を出すことが可能となりました。本町におきましても、このガイドラインを参考に特定空き家等の対策を進めてまいりたいと考えております。

今後の進め方、3点目でありますけれども、今申し上げたガイドラインを参考にし、空き家対策計画の策定や町内関係部署の連携体制の構築、必要に応じた協議会組織の設置、相談体制の整備を進めてまいりたいと考えております。

また、実際に進めるに当たっては、まずは空き家の詳細調査、そして立ち入り調査、特定空き家の認定、助言または指導、勧告、命令、代執行、費用の徴収とこういった流れでもって対応することになるだろうというふうに思っております。

また、もう一方で、この空き家の有効活用ということも考えていく必要があるだろうと思っております。平成14年度に町内空き家等を活用し移住・定住の促進を図るための空き家バンクを開設いたしまして、これまで31件の物件が登録され、13件の交渉が成立しております。現在の登録状況は、売却が15件、賃貸が3件、計18件となっておりますが、今後とも町内の不動産業者と情報を共有し、空き家を有効活用して定住につなげてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） それでは、空き家対策、特に有効活用については割愛させていただきました、このガイドラインを中心に幾つか質問させていただきます。

今、町長の説明にあったように、国が基本的な基本方針を策定しまして、市町村が具体的にその計画を立てて実施していくという点で、今までなかなかできなかったことを具体的にやれるようになってきたという反面、相当の責任といいますか、覚悟が必要だというふうに解説等には書いております。

また、先ほど協議会というお話もありましたが、これは「新しい公共」という文言の具体化ともいべき住民参加型の協議会の組織ということで、ガイドラインの中では主に市町村長、地域住民、町議会、市町村議会議員、学識経験者として法務、不動産、建築、福祉、文化などということで、多くのそういった住民の方の参加も含めて協議会をつくっていくということになります。

そして、大きな特徴としては、先ほど町長の説明にもありましたが、段階を踏んでいくわけなんです。調査から始まり、最終的には大きく変わったのは過失なく特定空き家の所有者が不明ないし連絡がつかず、つまりきちんと調べることは調べても連絡がつかなかったり、そういうことで覚知できない、要するにきちんとわからないという場合には、あらかじめ公告をした上、市町村みずからが必要な措置を行うことができるという略式代執行、これができることになりました。つまり、所有者がわからなくても、ある程度きちんとした段取りを踏んでいけば、実際に手をかけられるということで、そうなりますと個人の資産、さまざまな問題も含めて相当の覚悟を持ってやらなければならないということになります。まず町長、この覚悟について、町長の思いを伺いたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） この町内にも特定空き家の基準に該当するであろう建物が散見されるわけであり。やはりそのままにしておいていいのかといいますと、特にそういった建物が通学路にあるなどという場合には、やはりお子さん方の安全を損なうものでありますので、やはり放置しておくわけにはいかないと思います。ですから、やはり町も当然それなりの、先ほど言った段階を踏んでこうやるわけでありまして、当然これは覚悟を持って進んでいくというふうに考えております。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 町長の覚悟を伺いました。ぜひ2期目に突入して、この覚悟を実施していただきたいと思っております。

それで、もう少しせつかくの機会ですので、このガイドラインのわかりやすいといいますか、どういったものが特定空き家になるかと。先ほど概略は説明いただきました。4点あるということで、まず、その構造的にというか、倒れないようにということで、建物の傾斜、土台とか基礎、そういったもの、構造的なものを判定する上で、傾斜が20分の1、つまり2メートルのドアがあると、上と下で10センチすき間があいていれば20分の1になりますので、そのぐらいの傾きがあると、まずは該当するということとか、あとは外壁の落下、あと2つ目としては、その衛生上ですね。例えば、浄化槽がそのままになっていて、そこから衛生的に周りに迷惑をかけるとか、そういったこと、あとはその景観条例をつくっている場合など、特に景観に著しく適合しない場合とか、あと4つ目としてはその周

辺の環境保全に対して、例えば立木とか、そういったものが非常に繁茂しているとか、そういった場合、周りに対して迷惑をかけていることとか、あとはガラスが割れている。そういった場合に、その不審者とか動物が入ったりとか、そういったものとか、ただし、これは全てに言えるんですが、ガイドラインの中にその基準の参考例というのがあります。

しかし、全て総合的に判断してと、どの文言も総合的に判断ということになりますので、これは先ほどの傾斜が20分の1というのはある程度被災建築物の応急危険度判定マニュアルというものがもとになっているようではございますけれども、その地域によって雪が多いとか、風が強い、さまざまな気象条件や、あと町長が言われたようにその通学路とか、密集した場所とか、まさに自治体のその条件によって判断、判定基準を決めることが可能になってきます。そうした場合に、この加美町でどこまで厳しくする、もしくはこの程度ならとか、その辺の基準づくりというのが非常に重要になってくると思います。この件についても今この時点でお考えがあれば、お伺いしたいんですが。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。

ご質問の基準、今現在ははっきりした基準というのは設けておりません。国のガイドラインに沿って町の実情に応じてということですので、先ほど申し上げました外観上、それから先ほど町長が申し上げました通学路等、いろんな総合的に判断をして最終的に特定空き家というふうな判定を下すということにしておりますので、現段階ではまだ決めておりませんが、国のガイドラインに沿った形での基準づくりを進めていきたいと思っております。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） それで、今度税制面のお話なんです。2016年度の固定資産税の課税に対して、先ほど流れで調査、そして指導とか、そういったものがあって、勧告、次に命令、代執行、略式代執行というふうに1つずつ上がっていくんですが、勧告をされた場合には、今まで住宅用特例が認められていたものがなくなると。要するに6分の1だったのが6倍に上がるということで、その前に指導されたときには是正していけばそこで終わるんですが、勧告という段階になると、地方税法の今度改正に伴って変わっていくということになります。その辺、税務課長、もし情報があればお願いします。

○議長（下山孝雄君） 税務課長。

○税務課長（今野伸悦君） 税務課長、お答えいたします。

ただいま議員さんおっしゃったとおり、今回の税制改正におきまして、住宅用地の特例、これ地方税法、あと町の条例のほうで定めておりますが、課税標準額について価格の6分の1がなくなったり、

あと一般の住宅用地につきましては、課税標準額について価格の3分の1、これ税額の3分の1や6分の1じゃなく、あくまで価格の6分の1ということでご理解のほうをいただきたいと思います。そういった形で一応課税の特例がなくなることになります。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） それで、住民の方を守る上での部分もあります。行政が一方的にどんどん進めていくということはやはり許されないということで、例えば調査する場合に、拒否するといった場合には、無理やり調査に入るということはできません。それとか、あと指導を受けたときに対して、その反論といいますか、意見書を出したり、さまざまその公開の場で述べたり、そういった機会があるというふうに書いております。その辺は住民といいますか、所有者を守る上での対策になります。その辺、企画財政課長、そういう考えでよろしいでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。

議員ご指摘のとおりであります。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） それで、行政の関与の要否の判断ということで、どこまで行政が関与するかという部分があります。行政が関与すべき事案なのか、それともどうなのか、必要性、合理性があるかという判断は非常に難しくなってくると思います。そういう点では、協議会をできるだけ早く立ち上げて、専門家の意見、そういったもの、それと今行政区の区長さん方とお話をいろいろしますと、大体どこの区長さん方も空き家、危険なんだと、何とかしたいんだけどもという相談が結構多いわけです。その辺のぜひ行政区長さんなどの声も聞いて検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。

協議会の設置につきましては、これも努力義務ということでもありますけれども、やはり今後の空き家対策を進めていく上で、計画の策定というのも念頭に置いた場合、当然この協議会のご意見等をいただくということになりますので、できるだけ3月の議会でもできるだけ早くというような答弁をさせていただきましたけれども、年度内とまではなかなかこの人選もいろいろございますし、国のガイドラインに沿ったどういった計画を立てるかということも、一度立てた上で検討しなくちゃいけない部分ございますので、今現在いつということとは言えませんが、できるだけ早くということで、



できれば年度内にとということにとどめさせていただきたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 確かに6月1日に説明会があつて、これからだと思いますので、ぜひさまざまな方面の考え方、意見も取り入れていただきたいと思います。その中で、町長の答弁にもありましたが、相談窓口というのもぜひ設けるようにということも書いてあります。それは住民の方であったり、さまざまの方の相談窓口、そして助成制度の紹介もきちんとするよというお話もありますので、この辺もぜひ考慮に入れて計画を進めていただきたいと思います。

なかなかまだ始まったばかりなので、読めば読むほど、確かに権限は強くなったんですが、使い方によっては非常に危険という大変ですが、その辺きちんとしていけないと難しいなという思いもしておりますので、ぜひ早目に検討して立ち上げていただきたいと思います。

この件はこれで終わります。

2問目に移ります。

ソーシャルワーカーについてということで、午前中10番でよろしいですね。間違いありませんね。10番議員のほうで要するに幼児期の人間形成云々ということで、町長、教育長の考え方、教育方針を伺っておりました。それに関連して、具体的にということで、たまたまそのソーシャルワーカーという議題になったわけですけども、現在児童生徒のいじめ、不登校、暴力行為、非行といった問題行動や児童虐待など社会問題になっております。児童生徒が学校、日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童生徒の社会環境である家族、友人、学校、地域に働きかけ、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職のスクールソーシャルワーカーを配置または派遣をして、未来を担う加美町の子供たちを守り育てていく必要があると考えます。

町長、教育長のお考えを伺います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 議員おっしゃるとおり、現在スクールカウンセラーいるわけですが、やはりこの福祉的なアプローチによって解決するということが、非常に私も大事だろうというふうに思っています。やはり学校の中だけで解決できる問題ではないものも多くあるんだろうというふうに思っております。そこでスクールソーシャルワーカーの働きというものが大事になってくるということなんだろうというふうに思っております。

町では、スクールソーシャルワーカーの配置はしておりませんが、児童虐待の未然防止、そして早期発見、早期対応、自立に至る支援を行うための子育て支援・児童虐待連絡協議会を年2回開催をし

ておりますし、また、子育て支援・児童虐待実務者会議、これは9回、3地区で開催しております。また、個別ケース会議というものも11回開催しておりますし、児童虐待連絡協議会研修会というものも年1回ありますが実施をしております。さらに、子育て支援員及び児童家庭相談支援員、合わせて現在2名でございますが、委嘱し、子供に関する問題について、学校や家庭、その他からの相談に応じているところであります。町としてはこういった対策をとってきております。

特に、この児童家庭相談支援員については、ことしの4月に委嘱した方で、県の北部児童相談所に3月まで非常勤職員として勤務され、心理士の資格を持ち、発達障害を専門としている支援員になっていただきましたので、現在幼稚園、小学校からも大分講師の依頼も来ております。ですから、町としてはこういった支援員さんを活用し、学校が抱える問題、子供さんたちが抱える問題をサポートしてまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、今後とも教育委員会と連携を図りながら、個々の子供や家庭に最も効果的な援助を行い、子供たちの心身の健やかな成長のために努力をしてまいりたいと考えておるところです。

スクールソーシャルワーカーについては教育長のほうから答弁をしていただくことにいたします。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 教育長。

〔教育長 早坂家一君 登壇〕

○教育長（早坂家一君） それでは、教育長です。よろしく願いいたします。

ただいまの木村議員のほうからご質問ありました。これまでの取り組みを踏まえてお話をしたいと思えます。

まず、木村議員が先ほどお話しされましたこととダブリますけれども、まずスクールソーシャルワーカーについて確認をしたいと思います。スクールソーシャルワーカーといいますのは、社会福祉の専門的な知識と技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家であるということになります。

現在、国の復興庁のほうから宮城県教育委員会が委託を受けております緊急スクールカウンセラー等派遣事業というのがあります。この中にスクールソーシャルワーカー活用事業というのがあります。ただ、これまで加美町におきましては、この事業については活用しておりません。本町では、先ほど町長もお話ししましたけれども、県の教育委員会のスクールカウンセラー活用事業、これを活用して

おります。これによりまして、各中学校にそれぞれスクールカウンセラー1名、そしてあと、小学校9校に広域カウンセラーを1名配置しております。このスクールカウンセラー活用事業につきましては、児童生徒に対する心理面における専門的指導の重要性、これを考慮しまして、臨床心理に関して専門的な知識、それから経験のある方をスクールカウンセラーとして町のほうに派遣していただいて、主にカウンセリング等によって子供たちの心のケア、あるいはその問題行動等の未然防止に頑張ってもらっているところでございます。

昨年度、平成26年度のその相談状況を見ますと、まずこの派遣につきましては、基本的には中学校では週1回ということになります。それからあと、小学校におきましては、月1回を基本に派遣していただいて、そこで相談活動を行ってもらおうと。昨年の実績を見ますと、相談件数につきましては、小中学校合わせますと639件ありました。その内容を見ますと、一番多いのが不登校についての相談と、それから続いて学校生活に関する相談、続いて人間関係あるいは友人関係についての相談、あともう1つは家族関係というふうに、今多い順に挙げてまいりました。

これまでいじめと児童虐待については特に相談件数はなかったと。詳細についてはやはり個人の秘密がありますので、委員会のほうには連絡いただけませんので、細かな内容については把握できない状況にありますけれども、それによって、子供たち、先生方、保護者の皆さんがいろいろ前向きに取り組めるようになってきているのかなというふうに思っています。なお、相談するその相談者につきましては、当然児童生徒本人もありますけれども、あと教職員、先生方、そして保護者の方も相談に来ております。

それからあと、いじめ、それから不登校の相談体制につきましては、学級担任、それから生徒指導担当者、それからスクールカウンセラー、あと教育総務課のほうにも学校教育専門指導員、教員経験ですね、校長まで経験しております。その人たちが中心となって、関係機関と連携を図りながら取り組んでいるところであります。

あと、町としましても、各学校の生徒指導の担当が集まって情報交換、不登校問題、いじめ問題、その他の各学校が抱えている問題等についての情報交換を行う生徒指導情報交換会も行っております。それからさらに、非行といったその問題行動あるいは児童虐待等につきましては、学校警察連絡協議会、あるいは児童虐待防止連絡協議会で定期的に情報交換を行っております。特に、緊急時の場合には、学校、そして児童相談所、警察、子育て支援室、教育委員会と連絡を取り合って、できるだけ迅速な対応をしておるところでございます。

それで、これまでそのような取り組みを行ってきて、学校のほうから解決された事例も報告があり

ます。不登校だった子供たちが学校に来られるようになったという事例もあります。ただあと、その中で一方、家庭環境等複雑な理由により、なかなか解決に至らないというケースがあるのも事実でございます。そのようなことを考えていった場合、いろいろ担任が電話をしたり、とにかく勤務時間を超えて家庭訪問を行ったり、あと保護者と面談をしたり、あと関係機関と連携を図ってあらゆる手段を講じながら取り組んでいるんですけども、やはりなかなか入り込めない部分というのがあるんですね。それを考えたときに、やはり子供にとってどんな支援ができるのかなというのを考えたときに、先ほど議員から提案がありましたそのスクールソーシャルワーカーの活用ということも必要になってくるのかなということを感じております。きょうお話いただいたことにつきましては、今後学校ともいろんな状況がありますので、相談をしながら前向きに、さらに対応できる範囲を広めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 今、教育長のほうからお話しいただいた、まさに最後の部分だと私も感じています。家庭環境は非常に複雑で、学校の先生、担任の先生もなかなか入り込めない。そして、その学担の先生も特に中学校などは部活動を持ったり、さまざまな勤務実態からしても、時間がつくれないという中で、不登校がやはりあります。その辺を解決していくという意味からいって、スクールソーシャルワーカーの存在は非常に大事だというふうに感じております。

新聞記事に、このように載っておりました。「宮城県は、2013年度中学校の不登校が2年連続で全国最悪」、要するに最下位というか、だったということで、中1プロブレムというマニュアルをつくらただけけれども、これはもうどこでも学校ではやっている。やはりそういった意味で何が大事かというと、人的な配置と、教職員や養護教諭、スクールソーシャルワーカーなど、大人の目をふやす必要があるのではないかとということが言われております。

学力テストや部活動も大切であるんですけども、命や人権、それを最もとばれる学校づくりこそ、東日本大震災から受けた教訓ではないかということで、加美町の子供たちが同じに生まれ、そして同じ時間を過ごしている中で、どんどん自分の個性を生かして成長していく子供と、なかなか学校に来られない。さまざまな条件の中で、自分の本当の姿を見つけられないというこういった状況があってはならないと考えております。そういう点で、何としてもそのスクールソーシャルワーカー的なでも結構ですが、そういった子供を救う手だてが必要ではないかと考えております。

支障なければ、教育長、不登校、何人ぐらいいるか。もし発表できないのであれば結構ですが。

○議長（下山孝雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（猪股清信君） 教育総務課長、お答えいたします。

平成26年度で不登校、いわゆる年間30日以上理由なき欠席の生徒児童としましては、小中合わせまして25名でございます。ただ、これが全て年間通してということではなく、30日以上でありますので、あと再登校されたりということはされております。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） ありがとうございます。

それで、国としても、いじめ対策総合推進事業ということで国の予算化しておりますが、平成26年度でスクールソーシャルワーカーが1,466人分の予算と。それで、平成27年度の概算要求では4,141人を要求したんですが、最終的には2億円増の2,247人ということで、平成26年度より781人の増にとどまってはいるんですが、国としては平成31年ですか、5年後の平成31年までに1万人のスクールソーシャルワーカーを配置するという目標を持ってやっております。

それで、いろいろ調べますと、宮城県の情報というのはほとんどないんですね。各都道府県、政令指定都市の情報が全国一覧、文科省のホームページにあるんですが、宮城県の実態というのはいかがだとお考えでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） なかなか情報がないというお話でしたけれども、それがゆえに我々もなかなか情報を得にくい部分があります。管内におきましては、今大崎市でスクールソーシャルワーカー2名、私が現役の校長のときは1名でした。1名しかお願いできなかったというのは、人材がないんですね。ほかの仕事も兼ねながらということで1名の方を派遣してもらったケースがありましたけれども、現在は2名。それからあと、美里町で1名、それから涌谷町で1名という事例があります。あと、それ以外については、近隣では活用はないようです。ただ、県内全体を見たときに、活用している、先ほど申しました復興庁関係の事業ですね。宮城県教育委員会が委託を受けまして、さらに各教育委員会が希望するところは採択を受けると。そういう形で現在はスクールソーシャルワーカーの事業を活用しています。

ただ、委員会から申請はしますけれども、それが通ったとして、そのスクールソーシャルワーカーについては委員会で探すということになっているんですね。その辺が当然県のほうと情報を共有しながら、あるいはアドバイスをもらいながらということになると思いますが、その辺、まだちょっと詳

しくわからない部分があるんですが、その辺のところもいろいろ情報を得ながら、何とか前向きに取り組んでいきたいなと思っております。

先ほどの町長の答弁においても、やはり状況を見ると必要性は感じるというお話もありましたので、その辺もあと活用事業が使えるかどうか。使えないときに、では町としてどうするかということも出てくると思いますので、そのような方向で考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 私のほうで入手している情報ですと、スクールソーシャルワーカー、宮城県内の昨年の11月ごろの現在なので多少変わっていると思いますが、35市町村のうち、既に配置しているというのが19市町村、12の市と7の町、54%で、今後予定があるということでプラス6自治体で35分の25自治体、71%、内訳は13の市と12の町ということで、恐らく今の時点では71%、13市12町ぐらいになっているかなというふうに想定はします。それで、今大崎管内の話もありましたが、今言われたように大崎市、あと美里、涌谷、残念ながら加美町、色麻町はありませんけれども、ぜひこの辺何とか配置をしていただきたいというふうに思っております。

それで、ソーシャルワーカーの実態ということで、ソーシャルワーカーのその全国組織のようなものの調べていくと、やはりなかなか厳しいんですね。なり手という点ではそういった専門職も必要ですし、1年ごとの契約更改とかだったり、その都度の派遣ということで、やりたくても安定した収入が、スクールカウンセラーのほうは比較的安定して収入といいますか、所得は得られるんですが、スクールソーシャルワーカーは非常にその厳しい状況で、続けたくても続けられないということのようです。それで、国の活用事業ですね。スクールソーシャルワーカー活用事業というのがありまして、主には都道府県、あとはその中核都市とか、政令指定都市なんですが、それ以外に間接補助事業ということで市町村が要するに県からという形になるんでしょうね。県で受けて、そういったものもやはりあるようですので、ぜひとも加美町に1人でも2人でも、そういう子供たちの本当の心の支え、そして普通教職員が入っていけない部分まできちんと子供たちのケアをしていただけるような、何とかこれは町長も予算も絡みますので、町の子供たちのやはり全ての子供たちが輝けるような事業として取り上げていただけないかということで、町長、教育長の思いを最後にお伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 大分退職教職員の方もスクールソーシャルワーカーとして活躍しているようですので、なかなかこれをなりわいとしてやるということは、現実問題は大変のようです。ですから、現実的にはそういった退職教員などを活用して、ソーシャルワーカーとして働いていただくというこ

とがとても大事だと思っておりますし、また、一方で、我々の意識を変えていくということが大事だと思っております。子供たちが輝くということは、我々が子供たちの多様な生き方を認めるということにほかならないと思います。ですから、ソーシャルワーカーの方が何が何でも学校に戻すというふうなことですと、むしろこれは逆効果だと私は思っていますので、子供たちの存在というものを認めてあげ、子供たちの多様な生き方、夢というものを輝いてあげるような、そういった立場で働いていただくのが理想なのかなと。

ちなみに、不登校という概念は日本と韓国にしかないそうでございます。ですから、そういったことから、我々は根本的なところから考え方を改めていかなくちゃならないだろうということも含めて、いろんな取り組みを今後していきたいというふうに思っております。

○議長（下山孝雄君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） これまでの取り組みから、スクールソーシャルワーカーについてはお話をしたわけなんですけれども、悩んでいる子供たちを取り巻いている、取り巻いているといいますか、その周りにいる大人、特に親は本当に子供と同じくらい、あるいはそれ以上に悩んでいるのかなと、重く抱えていると思います。学校においても、特に担任はすごく重く抱えているのかなと。ただ、それぞれの立場でみんな一生懸命この子のためにということでやってきているのも事実です。でも、やはりそれでもなかなか最後は子供が自分の気持ちで自分の心を決める。そして、一歩を踏み出すということになると思います。そのために周りで応援していく。

これまでもいろいろやってきてはいるんですが、これまでのことをさらに振り返りながら、そして新たに踏み込めなかった部分についても、そのスクールソーシャルワーカーさんの力をかりながらやっていく必要があるのかなと。そして、我々教員は、卒業すればなかなかかかわりません。不登校で何とか学校に来られるようになって卒業した子供、その子とかかわっていくのはやはり最後は、最後までかかわるのは親なんですよね。そういう意味で、子供たちが義務教育にいる間に、その子供と親のうまくかかわれなかった部分があるとすれば、そのつなぎをスクールソーシャルワーカーさんにも手伝ってもらいながら、何とかみんなで作っていけるようなそういう体制をつくって、子供たちを義務教育が終わってからも持ち味を生かしながら生きていけるように何とか応援していきたいなというふうに思っております。

○議長（下山孝雄君） 以上をもちまして、9番木村哲夫君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。3時15分まで。

午後3時04分 休憩

---

午後3時16分 再開

○議長（下山孝雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告9番、3番早坂伊佐雄君の一般質問を許可します。ご登壇願います。

〔3番 早坂伊佐雄君 登壇〕

○3番（早坂伊佐雄君） それでは、通告に従い大綱2点について質問させていただきます。

町長に10回言わなくてもネクタイをほめると1回で夢はかなうということを前回学習させていただいたわけですが、残念ながらクールビズ期間に入りましてこの手法は使えなくなりましたので、今現在の手法を考えているところがございますが、町長はどこかの国の首相のようにせっかちではないと思いますし、包容力があると思いますけれども、議場内外から早く質問しろと言われないうちに質問をさせていただきたいと思います。

それでは、1点目でございますが、子育て環境及び教育環境の充実に向け、次の内容について伺います。

まず、町立のこども園、保育所の正職員と非常勤職員の割合。

次に、非常勤職員の待遇改善を図る考えは。

次に、看護師の配置状況と、以前も質問させていただいて今回もうたってあるようですけれども、病後児への対応はということでございます。

それから、教育環境について、1つは、小中学校の図書室の利用状況について。

次に、学力テストの結果に基づいた課題と取り組みについて。

それから、先ほど来、教職員結構繁忙であるというふうなことがいろいろ話出されておりますけれども、教職員の勤務実態について。

それから、4つ目としては、不登校の実態と対応ということで、不登校につきましては多少重複するところもありますので、そこは重複しないという程度で結構でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 事前に言ういただければネクタイを締めてきたわけですが、きょうはクールビズで対応したいと思います。

私のほうからは、子育て環境につきまして3点ご質問ありましたので、お答えをいたします。



まず、1点目、町のこども園、町立のこども園、保育所の正規職員、そして非常勤職員の割合についてであります。現在、保育所、認定こども園、幼稚園の正職員と非常勤職員数は、正職員が45人、非常勤職員が132人で、割合は正職員が25%と、非常勤職員が75%となっております。保育所や認定こども園、幼稚園ともに同程度の比率で配置されております。

また、今後ゼロ歳から5歳までの児童人口の推移を見ますと、5年後には139人の減少となっております。合併後、一般職員については削減を行っておりますが、保育士の採用は子育て環境、幼児教育環境の確保のため、基本的には有資格者の退職者と同じ人数を採用しておりますし、今後もそのような配慮をしてみたいというふうに考えております。

また、2番目の非常勤職員の待遇改善についてのご質問でございます。

本町では、非常勤職員の待遇改善として、平成23年度から通勤費用に相当する額を報酬に上乗せして支給をしております。また、単価についてであります。現在近隣市町と同程度の水準にあります。今後とも近隣市町村の状況なども見ながら、必要な改善に取り組んでみたいと考えております。

また、3点目の看護師の配置状況と病後児への対応についてであります。

現在、体調不良児の対応として、中新田保育所に2名、おのだひがし園に1名、みやざき園に1名配置をしています。ただ、このみやざき園の看護師さんが3月に退職したこともありまして、現在不在であります。今年度は宮崎小学校と協定を結びまして、養護教諭の先生に健診時等にお手伝いをいただいているという状況でございます。引き続き、非常勤も含め、看護師の人員確保に努めてみたいと考えております。

また、病後児保育についてですが、病気の回復期ではあるけれども、親御さんの勤務等の都合により家庭で保育が困難な場合に一時保育をしてくれる制度でございまして、それぞれ病院、保育所などに併設され、専用スペースとして併設されまして、看護師は児童10人に1人、保育士は3人に1人配置が必要とされております。

病児・病後児への対応につきましては、仕事をしている親の育児参加が課題の一つだろうというふうに思っております。職場の上司の理解が得られませんか、なかなかお休みをして家庭で子供さんを見るということも大変なんだろうというふうに思っておりますので、育児参加、男性の育児参加も含め、育児参加を支援するためのイクボス、この前もご質問があつて答弁をしておりますけれども、やはりこのイクボスの養成ということが大事だろうと思っております。ですから、役場内だけでなく、町内の企業にも呼びかけて、事業主や労務管理者などを対象としたセミナーや講習会を開催し、仕事をする親が育児に参加しやすい環境づくりに取り組んでみたいと考えております。

子供さんが病気で非常に心細いときに親がそばにいないということは、きょうのいろんな質問にもあったように、子供にとってはいわゆるネガティブな記憶というものが蓄積されることでありますし、子供たちの情緒の安定にとっては非常にこれはマイナスでもありますから、やはり全て保育所に預ければということではなく、親御さんがそばにいてあげられるようなそういった職場環境をつくっていただくというふうな取り組みを企業さんにも行っていただく必要があるだろうというふうに思っております。

また、町では、保育中に熱を出すなど、体調不調となった児童で保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童を対象に、中新田保育所で看護師2名を配置し、看護に当たっているということもお伝えをしたいと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 教育長。

〔教育長 早坂家一君 登壇〕

○教育長（早坂家一君） それでは、教育長のほうから、早坂伊佐雄議員のご質問にお答えします。

なお、内容からしますと、先ほどの町長の答弁と大分重なる部分がありますので、重ならないところについてのみ、お話をしたいと思います。

まず、1番目のこども園と幼稚園における正職員と非常勤職員の割合でということでお話を申し上げたいと思いますが、正職員25%に対して非常勤職員が75%ということになっております。非常勤の内容につきましては、非常勤職員の81名のうち職種を見ますと保育関係が60名、それから運転手や添乗員などの業務従事が8名、看護師と給食調理員が13名ということになっております。現在、保育時間の長時間化、そして待機児童の解消等、さらには家庭、地域の生活多様化によるさまざまなニーズに応えた子育て支援の機能を求められておりますので、その対応に配慮してまいりたいなというふうに思っております。

あと、非常勤職員の待遇改善については、先ほど町長が申し上げましたので、ここでは省略させていただきます。

それから、看護師の配置についてなんですが、先ほど町長申し上げましたおのだひがし園で非常勤職員が1名配置ということで、あとあわせて近隣の小学校に勤務している養護教諭、それぞれ兼務辞令を発令しましてお願いしているところであります。それは3つのこども園、それから幼稚園にも発令しております。

それから、今年度子ども子育て支援新制度がスタートしたわけなんですが、特に幼保連携型認定こ

ども園、これを例にとってみますと、必ず置かなければならない者として、園長、保育教諭、それから学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員については必ず置くと、必置ということになっております。看護師については任意というふうになっているところではあります、園児の健康管理、あるいは集団感染等さまざまなことを考えた場合に、やはり各園に配置することが望ましいのかなど。なかなか難しい部分はありますけれども、配置に向けて努力してまいりたいなというふうに思っております。

続いて、教育環境についてもあわせてよろしいのでしょうか。

それでは、教育環境についてということで、大きく4点についてご質問がありました。これについてお話をしたいと思います。

まず、図書室の利用ということについてお答えします。

図書室の蔵書数を調べてみますと、学校規模によりまして違うんですが、4,000冊から1万冊ということになっております。それから、貸し出し数であります、平均しますと児童生徒1人当たり、特に小中学校平均しますと10冊程度ということになっております。ただ、小学生に比べて中学生のほうは利用数が少ないという現実があります。

それから、中新田図書館のほうで運行しております移動図書館、ぼのぼの号ですね。これは大変人気があります、子供たちから。どの小学校でもその巡回を楽しみにしております、中新田図書館、それから小野田図書館のほうから、さらに学級文庫として貸し出しも行っております。小学校9校合わせて、昨年度の実績として1万1,200冊の貸し出しを行っております。

あと各学校で、どうも最近子供たちの読書離れということが言われているわけなんです、活字に親しむような呼びかけとして図書新聞を発行するなど、各学校でさまざまな工夫ある取り組みを行っているところであります。それでも、テレビとか、ゲームなどの映像に興味が引かれて、どうしても図書室利用から遠ざかってしまう。利用する子供と利用しない子供、その二極化が見られる傾向にあります。これについては今後教育委員会としましても学校と連携を図りながら、さらに子供たちの読書活動を進めてまいりたいなというふうに思っております。

続いて、2つ目の学力テストの結果に基づいた課題と取り組みということですが、まず、学力調査ですが、昨年度もお話をしました。今年度、この4月に小学5年生と中学2年生を対象としました宮城県の学力・学習状況調査、そして小学校6年生と中学校3年生を対象にしました全国学力・学習状況調査がもう既に行われております。あとこれから一斉に行うものとして、加美町独自の標準学力調査を来年1月に行うことにしております。

この学力調査の目的につきましては、児童生徒の学力や学習状況を把握、そして分析し、教員の指導法の改善、そして児童生徒の学習状況の改善、それに役立てるとということが調査の目的になっています。ただ、今回4月に実施されました結果につきましては、まだ結果が出ておりませんので、昨年度の調査結果に基づく課題と取り組みについてお答えしたいと思います。

昨年度につきましては、小学校で、これもちよっと昨年度とダブる部分があるんですが、小学校で算数Bが県平均をわずかに下回り、それ以外については県平均を上回るということがありました。その中で、国語Aにつきましては、全国平均を上回ると。ただ、算数の図形問題に課題があるという結果になっております。それから、中学校につきましては、全ての教科で残念ながら全県、全国平均を下回っているという結果になりました。ただ、前年度に比べてその平均との差は縮まっているということが結果として出ております。ただ、やはりまだ国語の活用問題と数学の技能問題に課題があるというのが、町としての傾向であります。

それで、これらの課題に対する取り組みとしまして、各学校でそれぞれ課題は違うんですね。共通する部分もあります。それから、異なる部分もあります。それは当然子供たち、指導者の違いということもあるかもしれません。まず一番大事なことは、調査結果を分析し、その学校課題を明確にする。そして、その明確にして具体的な取り組みを掲げて、全職員で共通理解を図って学校を挙げて取り組むということが大切であるというふうに考えて、学校のほうに指示しています。特に、教員の教科指導力の向上、それから児童生徒の学習習慣の形成、教育環境基盤の充実、このことについては、各校の具体的な課題が異なっている、やはり欠くことのできない視点であるというふうに思っております。

これらを踏まえまして、課題に対する取り組みの例としまして幾つか挙げますと、校内研究において児童生徒の実態を踏まえた研究姿勢を設定する。そして、全職員で研究授業を提供し、実践し、事前事後の検討会も行っております。それらを通して、まず指導力、授業力アップに努めてもらうと、努めております。あとほかに、学習の手引きなどを学校ごとに工夫して、学校によっては1年から6年まで実態に合った内容でつくって、それを子供たち、家庭に配付し、家庭の協力をもらいながら実践していると。それ以外に、県の指定事業、学力向上サポートプログラム事業とか、あるいは志教育推進事業等活用しながら、学力向上に努めているところであります。

あと、今年度4年目を迎える学び支援コーディネーター派遣事業、これ4年目になるわけなんですが、これによっても大分子供たちの中にも定着してきておりますので、家庭学習習慣の定着に効果が出るのではないかなと期待しているところであります。

今後とも学力調査の結果分析を詳細に行って、具体的な取り組みを組織を挙げて確実に行えるよう、しかもやった後の評価、改善ですね。それをしっかり行っていくように指導してまいりたいというふうに思っております。

続いて、3つ目の教職員の勤務実態についてお答えいたします。

基本的には勤務の割り振りがありますので、それに基づいて勤務を行っております。また、ご存じのように、小学校では学級担任制、担任が授業を教える。それから、中学校におきましては教科担任制ということで、多少先生方の忙しさというんでしょうか、それについては多少違いはあると思うんですが、それらを踏まえながらそれぞれやっているわけなんですけれども、授業の準備、あるいは事務処理、あるいは会議、先ほども出ました生徒指導、部活動等で実際のところ勤務時間を超えて勤務することもあります。校長のほうには、その職員の勤務実態を把握して、教職員の健康管理に配慮するように指示しております。というのは、子供たちと接する教職員が明るく元気でやはり接することが一番大事なのかなと思っておりますので、そのように指導しております。

続いて、4つ目になります。不登校の実態と対応についてということで、先ほどもまでも不登校についてはお話が出ているわけなんですけど、これまで学校基本調査によりますと、残念ながら2年間中学校の不登校、不登校出現率がワーストであったということがあります。これは県においても大きな教育課題なのかなと。大崎地区の実態を話しますと、平成26年度で小学校ではその前の年より7人多い30人、中学校では前年度より34人多い190人おりました。その中で、加美町の状況としましては、9つの小学校で1人、1名おりました。それから、中学校で21人というふうな状況があります。

その理由を見ますと、集団生活になじめない、あるいは対人関係がうまくできない。あるいは、無気力、情緒不安定、そしてさまざまな複合的な原因が挙げられます。

これまで不登校児童生徒への対応としまして、担任を中心に電話連絡、あるいは家庭訪問、あるいは保護者との面談、それからスクールカウンセラー等関係機関、関係者との連携を図りながら取り組んでいるところであります。

あともう1つは、目の前の子供たちへの対応ということと、新たな不登校を生まないようにするというので、さらに力を入れております。つまり、欠席の初期の段階からその欠席理由をしっかり把握して、必要に応じてチームを組んで電話連絡を行ったり、家庭訪問を行うなど、とにかく初期の対応をしっかりやっていこうと。これをより充実させるために、小中の連携も図っているところであります。小学校から中学校へ入学してきた子供の小学校のときの様子ですよね。もし気になることがあれば、早目にしっかり押さえなければ早目の対応ができるのかなということに取り組んでいるところ

であります。

まだまだそういう取り組みによって改善されている子供、それから改善し、またちょっと休み、また来る。なかなか改善されない子供、いろんな状況があります。今後とも小中学校間で児童生徒の情報交換をしっかりと行って、不登校ゼロを目指して学校、保護者、関係機関と連携を図って取り組んでいきたいなど。そしてあわせて、やはり学校が子供たちにとって夢を持たせる、希望を持たせる、そういう楽しいところとなるよう、しかも子供たちが学校に来て自分の成長が実感できるような学校となるように、校長会等でさらにこれからも指導していきたいなどというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 早坂伊佐雄君。

○3番（早坂伊佐雄君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、現在の保育所等の待機児童等がおりましたら、お願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（武田守義君） 子育て支援室長、お答えいたします。

待機児童につきましては、ことしから小規模保育が開園いたしまして、4月1日時点では待機児童ゼロという数字があったわけですが、転入等も含めまして今現在7人の待機児童がおります。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 早坂伊佐雄君。

○3番（早坂伊佐雄君） 今、小規模保育についてお話がありましたけれども、定員を今充足しているという状況でしょうか。

○議長（下山孝雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（武田守義君） 子育て支援室長、お答えいたします。

定員につきましては19人ということですので、これ満杯ということでこちらで報告をいただいております。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 早坂伊佐雄君。

○3番（早坂伊佐雄君） 保育士に関しましては、今後の採用計画の中で配慮していくという町長からの答弁もあったわけですが、保育士の定数についてお伺いをします。

○議長（下山孝雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（武田守義君） 子育て支援室長、お答えいたします。

この職員につきましては、いろんな理由で退職される方がおられます。出産を理由、さらには体調不良理由、職場への不適應という形で、流動的になってございます。そういった形で職員の定数ということでよろしいでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 早坂伊佐雄君。

○3番（早坂伊佐雄君） 打ち合わせがよすぎたせいかわかりませんが、何か今退職者の理由とかに入っているかと思うんですけれども、保育士の定数についてお伺いをしているわけです。

○議長（下山孝雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（武田守義君） 申しわけございません。職員の定数につきましては、町では設定してございません。

○議長（下山孝雄君） 早坂伊佐雄君。

○3番（早坂伊佐雄君） ちょっと質問の内容がまずかったのかもしれませんが、例えば、具体的にゼロ歳児から3歳児までですと、何名必要とかという定数があるかと思うんですが、それをお聞きしているわけです。

○議長（下山孝雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（武田守義君） 申しわけございません。再度説明させていただきます。よろしいですか。（「ええ、その後」の声あり）はい。

ゼロ歳児につきましては、3人に1人ですね。あと1歳から2歳につきましては6人ということでございます。3歳からは20人ということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（下山孝雄君） それでは、総務課長。

○総務課長（下山 茂君） 総務課長、あわせて答弁させていただきます。

今子育て支援室長がおっしゃったとおり、ゼロ歳児については最低基準がゼロ歳児3人に対して保育士さんが1人と、それから2歳までの方については6人の子供を1人で見るというようなことで、年齢によって基準が決まっておりますが、これはあくまでも最低の人数でございまして、町においては状況を見ながら、また、保育児の児童の方についても障がいを持たれている方なんかもあって、いろんなケースが想定されますので、それにさらに多くの保育士あるいは補助員を配置している状況でございます。

○議長（下山孝雄君） 早坂伊佐雄君。

○3番（早坂伊佐雄君） 待遇の件で近隣の町村と同程度というふうなことだったんですけれども、も

しわかれば県内の平均と比較してどのような状況にあるのか、お伺いします。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（下山 茂君） 総務課長、お答えします。

町のほうでは特に保育士の確保がなかなか、これは加美町に限らず大変難しい状況にございまして、定期的に予算編成時期になりますと、管内の各市町の情報をいただきながらその辺の非常勤の報酬を調整しております。残念ながら県内全体の平均のほうまでは出しておらないんですけれども、例えば大崎市でありますと、月額で雇用している、あるいは日額で雇用している、あるいは朝と晩だけのパートで雇用しているというような形態のいろいろな形態がございまして、例えば隣の色麻町ですと、保育士で資格のある方については大体980円ぐらいということで、済みません、涌谷ですね。涌谷だと980円、美里ですと1,100円というようなことで、それから古川でも大体同じぐらいということで、加美町の場合の一応1,030円というような価格を設定しております。さらに、保育士でクラスを担任している方については、さらに時給で30円ほど上乘せしておりますが、この辺についてもやはりほかの市町村でもなかなか保育士の確保が難しいというような状況にございますので、来年度に向けてまたこの辺を考えていかなきゃいけない時期に来ていると思います。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 早坂伊佐雄君。

○3番（早坂伊佐雄君） 先ほど半分答弁いただいた、もしわかればここ数年間の保育士あるいは非常勤の有資格者とか含んでも結構なんですけれども、退職者数とその主な理由がおわかりでしたら、お伺いします。

○議長（下山孝雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（武田守義君） 子育て支援室長、お答えいたします。

退職の理由につきましては、いろんな理由があるわけでございますが、主に3つの区分に分けてございます。まず、1番目といたしましては、出産という理由でございます。続きましては、体調の不良ということでございます。最後の1点でございますが、これは職場への不適應というような理由をつけてございます。いろんななじめないとか、対人関係とか、いろんな理由がございましてけれども、不適應という形で理由づけさせていただきます。

退職の人数でございますが、平成26年度につきましては6名の方が退職されてございます。平成25年度、平成24年度につきましてはなしということでございます。

以上です。



○議長（下山孝雄君） 早坂伊佐雄君。

○3番（早坂伊佐雄君） いろんな理由により退職ということもあるようではありますが、出産ということになれば、ある程度一定の子育てが終われば職場復帰ということも考えられるでしょうし、不足しているということで先ほど来、今、年度途中ですので、なかなか待遇改善というのも難しいんだとは思いますが、今後、あるいはこれまで保育士を確保する取り組みというふうなことで、どのようなことをなされてきたのかということをお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（下山 茂君） 総務課長、お答えします。

保育士の資格のある方の採用の関係でございますが、なかなか手当等の支給までは難しいというような状況がございます。これは地方自治法のほうでフルタイムでない非常勤の職員については、通勤手当を上乗せした報酬までは出せるんですけれども、例えば期末とか、勤勉手当、そういったものについては支給できないというような規定もございますので、そういった平成23年度に先ほど町長が答弁したとおり、通勤手当を上乗せをしてやっているというような状況でございます。

それから、広報紙を活用して、やはり保育士の方々、急に体調を崩して休まれるというようなこともございますので、募集をかけてはいるんですけれども、なかなか見つからないというようなことで、やはり職員の方々から通じてそういった保育士の資格のある方などいたらというようなことでいろいろ紹介をいただいているいろいろお願いしているような状況でございます。

○議長（下山孝雄君） 早坂伊佐雄君。

○3番（早坂伊佐雄君） それでは、時間も結構過ぎてまいりましたので、教育環境のほうについて再質問させていただきます。

現在、学校におきまして、小中学校において、司書または司書補の配置というのはなされているかどうか、お伺いいたします。

○議長（下山孝雄君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長がお答えします。

加美町では司書または司書補の配置は行っておりません。それから、1校だけ図書ボランティアということでお願いしているところはあります。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 早坂伊佐雄君。

○3番（早坂伊佐雄君） そうしますと、小中学校の図書のほうの利用が先ほど大分少ないんだという

ふうな話がございましたけれども、実際の図書室なり、図書関係、蔵書とかの整理とかはどういうふうになっているのかということと、先ほど貸し出し数で小中で10冊ということだったんですけれども、これは年間だと思うんですが、もし、特に中学校少ないということだったんですが、小中学校別にわかれば、お伺いします。

○議長（下山孝雄君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） それでは、私のほうから、教育長のほうからお答えします。あと、後半部分については課長のほうから答えてもらいます。

まず、図書の整理につきまして、現在司書教諭の資格を持っている教員、町内では2校を除いて全ての学校にあります。そして、その司書教諭が図書館教育主任をやっているところが7校あります。ただ、学校図書館法では、12学級以上の学校には司書教諭を配置するというふうにはなっているんですけれども、定数としてはないんですね。それで、現実問題として司書教諭の資格を持っていても、ほかの教員と同じように授業を教え、校務分掌を行って、その上で図書館の仕事をやっているという状況です。特に、委員会活動を使って子供たちを使ってやっているというのが学校の現状であると思います。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（猪股清信君） 教育総務課長、お答えいたします。

図書室の利用状況となりますけれども、中学校では最大で年間平均10冊、あとそれ以下ということでございます。小学校では20から30冊という利用をしております。ただ、これ以外にぼのぼの号の活用ということになっております。ぼのぼの号の活用については、中学校は平成26年度はゼロということでございます。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 早坂伊佐雄君。

○3番（早坂伊佐雄君） 私も毎日結構帰宅する時間遅いんですけれども、中学校の前を通りますと、多分防犯上の理由ではなくて、毎日のように先生が何人残られて仕事をされているのかわかりませんが、かなり遅い時間まで電気がついて仕事をしているというのが実態のようでございます。

それで、先ほどの司書教諭の関係にも関係するんですけれども、中学校の先生方の平均の持ち時間数、そして特に司書とか司書補がないということで、その主に国語の先生とかになるかと思うんですけれども、実際の整理に当たる分の多少配慮した時間数、持ち時間数の中で行われているのかとい

うことをお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） それでは、教育長がお答えします。

確かに議員がおっしゃるとおり、毎日ということではないんですが、比較的本当に勤務時間を超えて遅くまで残っている場合もあります。教員の勤務時間の中で、持ち時間ですね。授業の持ち時間数を確認しましたところ、学校規模によっても多少違いはあるんですが、大体学級担任をしている教員で18時間から20時間という持ち時間になります。主任クラスになりますと、12時間、13時間という状況であります。その校務分掌に配慮した持ち時間になっているかどうかということについては、ちょっと今そこまでの情報はありませんのでお答えできないんですが、ただ、分掌も例えば生徒指導主事、それから研究主任、教務主任、その分掌の重みによって時間の軽重はつけております。なかなか図書館主任までは難しいかもしれません。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 早坂伊佐雄君。

○3番（早坂伊佐雄君） 先生方がいろんな問題を抱えながらやっつけらっしゃる中で、先ほど一部ボランティアということでお手伝いをいただいているということと、あと循環図書館ということで非常に人気があるんだというふうなお話が出たわけですがけれども、学校現場のほうでなかなか手が回らないというのであれば、町のほうの例えば週1回なりとか、司書とか司書補が巡回をして貸し出しをするとか、あるいは図書の整理を手伝いをするというのは、これは可能ではないのでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長がお答えします。

読書活動については、私も非常に大事であるというふうに考えております。もっともっと子供たちにいい本と出会いをして、もっと読書をやってほしいなど。ただ、現実問題として、今議員がおっしゃるとおり、なかなか難しい状況がありますので、その辺につきましてはやはり子供たちがその読みたくなる、あるいは読める、もっといろんなことに触れることができるような状況をつくれるように、いろんな面から方策を練っていききたいなど。その例えば図書ボランティア、あるいは司書補の巡回ということもその中に入ってくると思います。それらも含めて今後検討していきたいなというふうに思います。

○議長（下山孝雄君） 早坂伊佐雄君。

○3番（早坂伊佐雄君） 答弁は要りませんが、一応ご検討いただきたいということで最後にお

願いというか、お話をします。

学力調査テストがあるわけですが、先ほども教育長の答弁にありましたように、課題が明確になればその課題の解決に向けて対策が講じられるかと思えます。ぜひマンネリ化することなく、新たな年度ごとの取り組みというふうなことも当然必要かなというふうに思えます。いろんな各地に視察をさせていただきますと、やはり県内でワースト幾つに入っているからというふうなことを契機にして、今県でもうトップを維持し続けているというふうなところもございませう。学力だけが突出するわけではありませぬけれども、やはり低いよりは当然高いほうがいいのかなというふうに思えますので、今後とも前向きにご検討いただければと思えます。

次に、残り時間大分少なくなってきましたので、大きな2点目、介護福祉関係についてです。

加美町でも少子高齢化進んでいるわけですが、介護福祉関係の充実に向けて、以下4点について伺います。

施設の利用状況と待機者。

それから、2点目が、国の介護保険制度改正への対応についてと。

それから、3点目、県の指導監査以降、やくらいアットホームであったかと思うんですけども、その改善策の実施状況ですね。町の指導監督責任の範囲と。

それから、もし今待機者とかがかなりいるということであれば、今後の施設の建設計画というふうなことはどうなっているのかというふうなことで、ちょっと残り時間大分少なくなってきましたので、再質問の関係もありますので、簡潔に答弁いただければというふうに思えます。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、4点についてお答えさせていただきます。

まず、特別養護老人ホーム施設の利用状況、待機者についてであります。現在郡内に4施設がございませう。定員が258名、そのうち加美町で入所なさっている方が156名と、約6割の方が加美町のご老人で、高齢者で占められているということでございませう。

また、待機者であります。実人数は217人でございませう。ただし、平成27年度からこの特別養護老人ホーム入所が原則介護度3以上となりましたので、実際入所できる待機者は166人ということになっております。

また、障がい者の通所施設については20名、やくらいアットハウスが定員20名に対して利用者が11名、クローバーハウスが20名に対して16名、障がい者自立支援センター来夢が定員40名で利用者が53名というふうになっております。

また、4月から入居を開始しました北原のシルバーハウジング、こちらは全8戸のうち6戸に入居をしている状況でございます。

次に、2点目の国の介護保険制度改正の対応についてでございます。

この介護報酬の改定に伴い、介護保険サービスを利用したときの利用者負担が変わりました。また、介護保険料も変わりました。加美町では6段階の設定から9段階へ見直しをし、基準額が700円ふえて5,300円となっております。また、先ほど申し上げたように、特別養護老人ホームの入居基準も変わっております。また、平成27年8月から次の3つ、3点ですね。一定の所得のある人がサービスを利用したときには利用者負担が1割から2割になるというふうなことなど、いろいろな改正に伴うものがございます。

今回の改正において大きな点としては、医療、介護、住まい、介護予防、生活支援サービスが身近な地域で包括的に確保できる地域包括ケアの構築を目指すということでもありますので、加美町としてもこの構築に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

3点目につきまして、やくらいアットハウスの県の指導の監査等についてでございます。

県の勧告における指導の指摘事項の1つとしまして、管理監督の対応を社協に対して図り、再発防止に努めてほしいということございました。これにつきましては、事業所において職員の異動が生じた場合は、社会福祉協議会から職員の異動報告書と変更後の職員勤務表を提出してもらい、異動後の勤務状況について町担当者が事業所において確認することにしております。なお、5月に看護師1名が採用され、アットハウスに配属されたことにより、これまでの兼任ではなく専従職員の配置となっております。

また、指摘事項の2番目としまして、社協において町は法令や基準を遵守した事務所運営が行われるように対応すべきということでありましたので、町においては定期的に業務日誌や職員の勤務表、タイムカード等確認しながら、人員配置や加算に間違いがないか、チェックを行っております。

指摘事項の3番目としまして、事業所の管理者は専従が原則であるため、町は社協が現在兼務体制をとっているものを見直して、責任を果たせる体制を整備するようということでありましたので、管理者については4月から事務所内に専従の管理者として、町が社協に派遣している職員を配置しているところでございます。

また、指摘事項の4としまして、県への提出書類について、社協事務局本部が把握せず作成していたことから、事務所との連携を密にして円滑な意思疎通が図られる体制にすることということでありましたので、このことについてもサービス事務所とそれを所管する事務局本部を直轄し、決済方法

を改めまして常に事業所の状況を事務局本部が把握できる体制にしておるところでございます。

なお、改善策についての対応が着実に進んでいるかの確認として、4月23日、宮城県の実地指導が行われ、行政処分にかかわる改善事項についてはおおむね改善されているとの講評をいただいているところでございます。

町の指導責任の範囲ということでございますけれども、社会福祉協議会は、社会福祉法人として社会福祉法により所轄長である県の許可を受け設置されたもので、県が指導監督となり定期的に実地指導が行われているところでもあります。やくらいアットハウスについては、障がい者自立支援施設条例により加美町が設置し、加美町社会福祉協議会に運営業務を委託しているものであります。委託している業務についての指導監督としての立場が町にはございます。また、障がい者総合支援法においても、サービス供給を行う事業者に対しての指導を行うことが町としても可能でありますので、引き続き事業所の適正な運営が図られるように努めてまいりたいと思っております。

最後に、今後の施設計画についてでございますが、今、これは民間の事業所の計画でありますけれども、グループホームを中新田地区に11月開所予定、それからデイサービス、賀美石地区に来年の4月開設予定となっております。また、民間の介護サービスつき高齢者向け住宅、こちらも中新田地区にことしの9月開所が予定されております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 早坂伊佐雄君。

○3番（早坂伊佐雄君） 早口でありありがとうございます。残り時間少なくなりましたので、ちょっと再質問を幾つかさせていただきます。

前回の加算額の不正受給によりまして、補助金の返還額というのは幾らになったのか。あるいは、町の職員ではありませんけれども、関係の職員に対して処分があったのかを町として把握しているかということでお聞きします。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤 敬君） 保健福祉課長、お答えをいたします。

アットハウスにおける給付費の不正受給に係る返還金ということでございますけれども、不正受給額につきましては加美町、色麻町合わせまして588万750円になります。あと加算分を合わせて824万4,250円の返還を求めたところでございます。国、県に対する補助金の返還ということになります。先ほどの580万8,730円のうち加美町が431万250円となりますので、その国が2分の1、県が4分の1という割合になっておりますので、その分について今年度返還をする予定としております。

以上でございます。

また、あと……。済みません。社会福祉協議会のほうについて、この案件に係る処分というようなことのお話がありました。社会福祉協議会のほうでは、職員の就業規則というものの中で懲戒に関する規定を定めております。ということでございますけれども、これまでその手続を進める懲戒審査会の設置要綱等がなかったということで、ことしの4月1日にその設置要綱を定めて処分をするというふうに聞いておりましたけれども、まだ処分をされたという報告については町としてもらっていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 早坂伊佐雄君。

○3番（早坂伊佐雄君） 同じくやくらいアットハウスなんですけれども、昨年度末から今年度初めに新たな問題というか、相談があるというふうなことを受けているわけですが、それは事実でしょうか。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤 敬君） 新たな部分としまして、町のほうに県のほうから虐待の疑いというようなことの通報が町に寄せられております。町としまして調査等を行いまして、その内容について一度県に報告をしておりますが、県のほうから報告内容について調査が不十分ではないかというようなことがありましたので、現在その再調査を進めているところでございます。その結果について県に報告することとしておりますので、事案の詳細については現時点においては控えさせていただきたいというふうに思います。事実関係について再調査をし、把握を行って慎重に調査を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 早坂伊佐雄君。

○3番（早坂伊佐雄君） 過ちを改めざる、これを過ちという教えがございます。先ほどの加算請求に関してもそうなんですけれども、余りにも現場による理解不足だとか、認識不足という説明のもとで、本来は社会福祉協議会法人本部こそが法令に基づいた、あるいは制度に基づいた適正な施設運営をすべきというふうなことを再認識していただき、当分の間、先ほど町長からも答弁ございましたけれども、サービス事業所に対して実地指導を行うことが障がい者総合支援法第10条の規定に基づき可能であると定めているかと思っておりますので、ぜひ今後も再発防止のため、法人本部や事業所に対して継続的な実地指導が必要と考えます。

たまたま昨日からテレビでも報道され、きょうの河北にも下関の障がい者に対する虐待、そしてそ

の下には八戸に対する、先ほど再調査中だという話はございましたけれども、障がい者施設に対しての性的虐待があったということで、職員が懲戒解雇というふうな重い処分を受けておるというふうなことで新聞報道なされておりました。特に、健常者はもう当然ですけれども、障がいを持った子供たちが担当の方と信頼関係というのがすごく大事になるかと思えます。毎日、毎日通所することを楽しみにして、保護者の方とも信頼関係がいち早く回復してということで、当然全面的に運営委託をしている社会福祉法人はもちろんですけれども、町のほうの指導監督も引き続きお願いしたいものだというふうに思います。

これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（下山孝雄君） 以上をもちまして3番早坂伊佐雄君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、本職に通告がありました一般質問は全て終了いたしました。

一般質問を終わります。

---

### 日程第3 陳情第2号 人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を 求める陳情書について

○議長（下山孝雄君） 日程第3、陳情第2号人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める陳情書についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております陳情第2号人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める陳情書については、会議規則第91条第1項の規定により総務建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第2号人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める陳情書については、総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたしたいと思えます。

なお、あすは午後1時まで本議場にご参集願います。

大変ご苦勞さまでございました。

午後4時18分 延会



上記会議の経過は、事務局長二瓶栄悦が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年6月11日

加美町議会議長 下山 孝 雄

署 名 議 員 伊 藤 由 子

署 名 議 員 木 村 哲 夫